

「佐賀県文化財保存活用大綱」

令和5年（2023年）6月
佐賀県

佐賀県文化財保存活用大綱

目次

序章 佐賀県文化財保存活用大綱策定の趣旨	4
1 大綱策定の背景と目的	4
2 大綱が対象とする文化財	5
3 大綱の位置付け	5
4 大綱の三つの柱（人材育成・情報化の視点を踏まえ）	5
第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針	
1 佐賀県の概要	7
（1）県の特徴	8
（2）地域ごとの特徴	8
2 自然と歴史・文化	10
（1）自然環境	11
（2）歴史・文化	13
3 文化財の保存・活用の課題	18
（1）県内文化財の総合的な調査・研究	18
（2）適切な周期による修理・整備	18
（3）耐震化の推進や防災・防犯対策の充実	19
（4）文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成、地域住民レベルの底力の育成	19
（5）新たな用途への活用	20
（6）分かりやすく効果的な情報発信	20
4 目指す将来像と文化財の保存・活用の方針	20
第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
1 文化財の調査・指定・登録	22
（1）これまでに実施してきた調査と今後実施すべき調査	22
（2）県指定及び未指定の文化財の現状と今後の方針	25
2 文化財の修理・整備	30
（1）県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財	30
（2）国指定・県指定文化財所有者への支援	30
3 文化財活用を見据えた情報基盤整備	31
（1）教育	31
（2）地域振興・観光振興	32
（3）デジタルデータ化による公開・情報共有	32

4 人材育成	33
--------	----

第3章 市町への支援の方針

1 保存・活用に関する支援方針	33
2 地域計画作成に関する支援	34
3 専門職を配置していない市町への支援	34

第4章 防災・防犯及び災害等発生時の対応

1 防災対策	
(1) 県内文化財救済支援方針	35
(2) 支援内容	36
(3) 文化財所有者のための防災対策マニュアル	36
(4) 他県や外部関係機関等との調整	36
2 防火・防犯対策	36

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制	37
(1) 県	37
(2) 佐賀県文化財保護審議会	38
(3) 文化財保護指導委員	39
(4) その他民間団体等	38
(5) 市町との連携	40
2 今後の体制整備の方針	40

<資料>

- 1 国・県指定文化財一覧
- 2 佐賀県文化財保護条例
- 3 佐賀県文化財保護条例施行規則

序章 佐賀県文化財保存活用大綱策定の趣旨

地域の宝である文化財の保存・活用の基本方針を明確化し、今後の取組の共通基盤とするため、文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき、県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱として、「佐賀県文化財保存活用大綱」を策定する。

この大綱では、佐賀県文化財の保存・活用を図るために県が講ずる措置や、県内市町への支援の方針、防災・防犯対策と災害等発生時の対応、文化財の保存・活用の推進体制を示す。

1 大綱策定の背景と目的

文化財は、様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、文化財を確実に次世代に継承していくことは、県民共通の責務である。

文化財は、私たちの心に豊かさをもたらしてくれるだけでなく、我が国や各地域の歴史や文化を伝え認識させる重要なものであり、さらには魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和 25 年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況の急激な変化に伴い、過疎化・少子高齢化等が進行し、地域の衰退が深刻化しているだけでなく、豊かな伝統や文化の消滅の危機ともなっている。文化財は、未指定のものも含め、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも瀕しており、このような厳しい状況の中、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財も対象に含めた取組の充実や、文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

文化財の継承と地域社会の今後の在り方との関係は極めて密接である。今後、多くの人々が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索し、文化財保護制度を、これからの時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要となる中、2018(平成 30)年の改正文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。)において、国指定等の文化財の所有者等による「保存活用計画」、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)について、国による認定制度が発足したことから、本県でも、こうした計画作成の共通基盤となる地域における文化財の保存・活用の基本方針として、「文化財保存活用大綱」(以下「大綱」という。)の策定を進めることとした。

2 大綱が対象とする文化財

大綱の対象とする「文化財」とは、文化財保護法（以下「法」という。）第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけではなく、特に行政による法的保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かすことのできない文化財の伝統的な保存技術についても対象とする。

さらに、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連していることから、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境も対象とする。

3 大綱の位置付け

法の規定に基づき策定する、本県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱は、社会情勢の変化等に適切に対応していく「進化型の総合計画」である、「佐賀県総合計画2019一人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」（令和元年7月18日策定）においては、その文化財分野に係る個別指針として位置づけられる。また、本県における文化財の保存と活用は、教育、文化芸術、観光、景観、環境及び防災等とも関連が深いことから、これらに関する本県の各種計画等とも整合を図るとともに、「佐賀県総合計画」の基本理念に基づく各分野の主要施策について関係部局と協調することで、相乗的に各計画の目的が達せられることを目指す。

なお、本大綱は、社会状況や文化財を取り巻く環境の変化、「佐賀県総合計画」等の改訂の状況を踏まえ、適時適切に更新し、内容の充実を図ることとする。

4 大綱の三つの柱（人材育成・情報化の視点を踏まえ）

これまで守り続けてきた文化財を次世代に確実に継承していくため、本県が、現状特に課題と捉える次の三つの内容を柱に大綱を作成する。

- ①現状把握（第2章）
- ②災害対策（第4章）
- ③市町との関わりの深化（第3章）

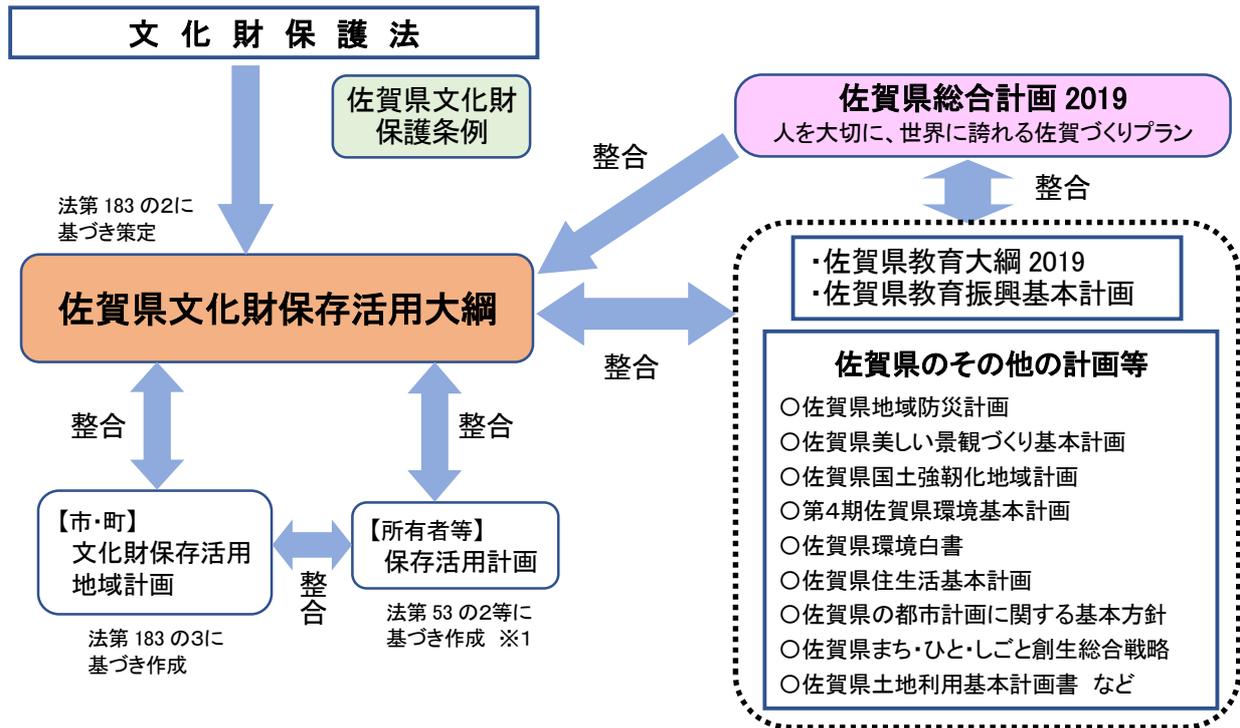
また、作成にあたっては次の視点を重視する。

◎人材育成

文化財は人や地域社会が中心となって継承されていくものであり、文化財の継承に関わる様々な取組において人材育成が重要。

◎情報化（情報基盤整備）

目まぐるしい速さで進化する今日の情報化社会では、今後も、さまざまな場面において情報の必要性や重要性は高まっていくことから、文化財の継承に関わる様々な取組においても情報化（情報基盤整備）を進めることが重要。



※1 重要文化財は第 53 条の2、登録有形文化財は第 67 条の2、重要無形文化財は第 76 条の2、登録無形文化財は第 76 条の 13、重要有形民俗文化財は第 85 条の2、重要無形民俗文化財は第 89 条の2、登録有形民俗文化財は第 90 条の2、登録無形民俗文化財は第 90 条の 10、史跡名勝天然記念物は第 129 条の2、登録記念物は第 133 条の2の規定に基づき作成することができる。

佐賀県文化財保存活用大綱の位置付け

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 佐賀県の概要

本県は、九州の北西部に位置し、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しており、土地面積は約2,441 km²、20市町（10市10町）からなり、令和5年6月現在の人口は約79.5万人となっている。また、日本列島のほぼ西の端に位置し、朝鮮半島とは200km余りと、東アジアと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきた。大阪・ソウルが500km圏、東京・上海が1,000km圏、北京・台北が1,500km圏にあり、日本、韓国、中国、台湾の主要都市の中間に位置している。また、本県は九州の高速道路や鉄道の、縦のライン（福岡～鹿児島）と横のライン（大分～長崎）がクロスする交通の要衝として地理的に優れた特性を持ち、今後も、九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道、有明海沿岸道路の整備により、交通の要衝にある本県のポテンシャルがますます高まることが期待されている。

南には干満差日本一の有明海、北には景勝地の多い玄界灘という対照的で豊饒な海、緑豊かな天山・多良岳等の山々、その裾野に広がる豊かな平野、美しい眺望と特色のある歴史・文化を築いてきた玄海諸島等を有し、県民の生活・産業・文化面に豊かな恵みをもたらしている。



佐賀県の位置



福岡県

佐賀県の市町

(1) 県の特徴

○豊かな歴史・文化

本県には、幕末維新期に先駆的な役割を果たしてきたことをはじめとした、連綿と続く歴史がある。

また、吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な文化財や、伊万里・有田焼などの焼き物文化などの文化的な資源を有しているとともに、ユネスコ無形文化遺産「唐津くんちの曳山行事」や「見島のカセドリ」といった伝統的行事や伝承芸能等、世界に誇る多彩な地域文化が根付いている。

さらに、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡や、景観の美しい地区や地域の象徴的な建造物を県が認定する「22 世紀に残す佐賀県遺産」等、県内各地に県民が身近に文化に触れる機会が拡大している。

○多様な産業

本県は、佐賀平野を中心とした穀物の生産や有明海でのノリ養殖、玄界灘に面した地域での園芸や畜産など、豊かな自然の恵みを受けた農業や水産業が盛んとなっている。工業の分野では陶磁器産業、家具産業、製菓業といった特色ある地域産業と技術力の高い企業が数多く立地している。特徴的な分野としては、江戸時代に長崎街道を伝って砂糖が豊富に流通したことから製菓業が盛んであり、また、全国でも有数の米どころであることから清酒の醸造も盛んとなっている。

このような多様な産業の魅力を高めるために、県産品のブランド化や技術開発、人材育成などの取組や、産官学連携による支援が進められている。

○人の絆

本県には、「三夜待（さんやまち）」といった地域の寄り合いを定期的に行う風習があり、消防団員の組織率が21.6 人（2022（令和4）年4月1日、人口千人当たり）で全国1位であるなど、地域の絆の強さは貴重な財産となっている。人口減少社会を迎え、地域コミュニティの維持が課題となっている中で、地域づくりをはじめ、防災や福祉、子育て、産業振興、文化・スポーツ、多文化共生などの様々な分野で、こうした絆の強さを活かした取組が重要となっている。

(2) 地域ごとの特色

①中部地域（佐賀市、多久市、小城市、神埼市）

県の中央部に位置し、その中央部を嘉瀬川が流れ、有明海に注いでいる。

本地域の北部には、長崎自動車道が、中央部には、JR長崎本線が走っており、南部には、九州佐賀国際空港が整備されている。県庁所在地である佐賀市を含み、行政や学術・文化研究機関が集積し、県の中核的な機能を担っており、福岡都市圏が通勤・通学圏にあり、交流が活発となっている。また、有明海沿岸道路や佐賀唐津道路の整備などのプロジェクトが進められており、県都としてさらに都市的開発が進むものと予測されている。

農業にあつては、平たん地域は水田の基盤整備が進んでおり、効率の高い複合経営が定着し、山麓地域では、米等を主体に園芸や畜産との複合経営が定着している。北部山間地域では、夏季冷涼な気象条件を活かし、早期米や高冷地野菜や花き栽培が展開され、福岡市に隣接していることから、消費者と結びついた交流活動や販売活動も活発に行われている。森林・林業にあつては、スギ造林地の適地としてスギ・ヒノキの造林が盛んに行われ、人工林が大半を占めており、高性能林業機械を活用した効率的な林業生産を目指している。また、北山ダム周辺では、森林とふれあう住民の憩いの場として自然体験施設である「21世紀県民の森」が整備され、森林レクリエーションに活用されている。また、東よか干潟や三重津海軍所跡など歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれている。

②東部地域（鳥栖市、三養基郡基山町、上峰町、みやき町、神埼郡吉野ヶ里町）

県の東部に位置し、地域の北部と東部が福岡県に接しており、県境を筑後川が流れ有明海に注いでいる。南北に走る九州自動車道と東西に走る長崎自動車道が交差し、また地域内にJR長崎本線と鹿児島本線の分岐駅を有するなど交通の利便性が極めて高く、九州の交通の要衝になっていることから、鳥栖市を中心に製造・物流系の企業が集積している。

これまで、着実な人口増加を遂げてきた鳥栖市は、今後も生産年齢人口を含めた人口が増えていくことが予想され、九州における有数の内陸工業都市、物流拠点都市として、発展が期待されている。

農業にあつては、平坦地域は、農地のほとんどが整備された水田であり、米・麦・大豆の土地利用型農業を主体とし、野菜や畜産を組み合わせた複合経営が展開されている。中山間地域では、気象条件を活かした野菜、果樹、茶等が生産されている。このうち、平坦地域では、鳥栖流通業務団地や九州新幹線鹿児島ルート、シンクロトン光応用研究施設等が建設されたことや、交通条件に恵まれていること、福岡・久留米経済圏に接していることなどから、一層の開発が進むものと予想される。森林・林業にあつては、地域住民の生活に密着した里山が多く、「鳥栖市民の森」など、森林ボランティア活動による地域協働による里山の保全活動や森林整備が活発に行われている。また、国営・県営吉野ヶ里歴史公園などの歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれている。

③北西部地域（唐津市、伊万里市、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町）

県の北西部に位置し、地域の北部は福岡県に接し、松浦川が流れ玄界灘に注いでいる。西部は長崎県に接し、有田川が流れ伊万里湾に注いでいる。地域内を西九州自動車道が走り、また、鉄道はJR佐世保線及びJR筑肥線、JR唐津線、松浦鉄道が走っている。さらに、重要港湾の唐津港と伊万里港が整備されている。北部には、風光明媚な景観と豊かな自然環境を有する沿岸部が玄海国定公園に指定され、日本最古の稲作遺跡と評される菜畑遺跡など特有の歴史・文化を有している。また、立地条件を活かして、水産関連企業が立地している。さらに、コスメティック関連産業の集積等を目指すコスメティック構想が推進中である。西部地域は、窯業が盛んで、県内を代表する地場産業地帯となっている。特に、「伊万里焼、有田焼」は、世界的

にも名声を博している。

農業上の土地利用を見ると、北部の山間・山麓・平坦地域は、水田が狭小で水田単作が多い一方、施設園芸が盛んである。上場地区は、国営事業により農地等が整備され、施設園芸やたまねぎ、肉用牛などの生産を展開している。国見山麓等の中山間地域は、耕地面積のうちで水田面積が占める割合は低く、複合経営が主体となっている。森林・林業にあつては、北部の玄界灘に面した海岸沿線では虹の松原などのマツ林が多く分布しており、地域一体となった森林病害虫対策を講じながら、計画的な保全に取り組んでいる。また、山間部においては、高性能林業機械を活用した生産性の高い素材生産が行なわれるとともに、伊万里市の臨海部においては、集成材等を扱う木材関連産業が集積し、木材の加工から流通までを一貫して行う木材コンビナートを形成している。

西九州自動車道、佐賀唐津道路の整備、伊万里港のコンテナターミナルの整備、名護屋城及び陣屋の保存・整備などのプロジェクトがあり、これらの整備と合わせて地域資源を生かした観光ルートの開発や唐津港へのクルーズの誘致等による地域振興が考えられる。

④南部地域（武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡大町町、江北町、白石町、藤津郡太良町）

県の南西部に位置し、地域の南部と西部が長崎県と接しており、地域をほぼ横断する形で六角川、塩田川が流れ、有明海に注いでいる。地域内を長崎自動車道が走り、また、鉄道はJR長崎本線と佐世保線、西九州新幹線（武雄～長崎間）が走っている。本地域では、有明海沿岸道路の整備、西九州新幹線（未開業区間）の整備などのプロジェクトが進められている。

農業上の土地利用を見ると、平坦地域では、基盤整備が進んだ水田を活用し、農業機械の共同利用や圃場の団地化により米・麦・大豆などの低コスト生産が行われ、園芸や畜産との複合経営が展開されている。多良岳山系や杵島山麓では、傾斜地の特性を活かした路地みかんや茶などの園芸作物の生産や、企業的な畜産経営が展開されている。森林・林業にあつては、ヒノキの適地が広く分布しており、他地域に比較してヒノキ材の生産が多くなっている。また、南部地域の多良岳、経ヶ岳の山岳地帯の人工林は手入れが進んでおり、優良材生産を目指した「多良岳材」のブランド化の取り組みが進められている。黒髪山県立自然公園や多良岳県立公園など、特に豊かな自然環境に恵まれている。

2 自然と歴史・文化

九州北西部に位置する本県は、北は対馬海流が流れ漁業資源に恵まれた玄界灘、南は日本一の干満差があり海苔養殖などが盛んな有明海、という二つの異なる海に面している。県北の溶岩台地、県央～県西の山岳地帯、県南の沖積低地など多彩な地形が展開するとともに、豊富な森林資源、海洋資源に恵まれ、林業、漁業、工業などの産業を発展させた。

年間を通して温暖な気候を生かし、稲作や麦作を中心に農業を基盤とする生活が古くから営まれてきた。近世以降には大規模な干拓事業が実施され、可耕地の拡大や利水事業の推進、生産者の努力により、本県は国内有数の農業先進地へと発展した。

また、朝鮮半島や中国大陸に近いことから、古くから外来文化の窓口となり、多くの人々が

交流をおこなってきた。近世には有田を中心とする陶磁器生産の興隆と輸出により西欧諸国に名を馳せ、幕末には他藩に先駆けた近代化事業の推進により明治維新に大きく貢献するなど、特色のある歴史・文化が育まれてきた。

(1) 自然環境

ア 地勢・地質

本県の地勢は、次の3つに大別できる。

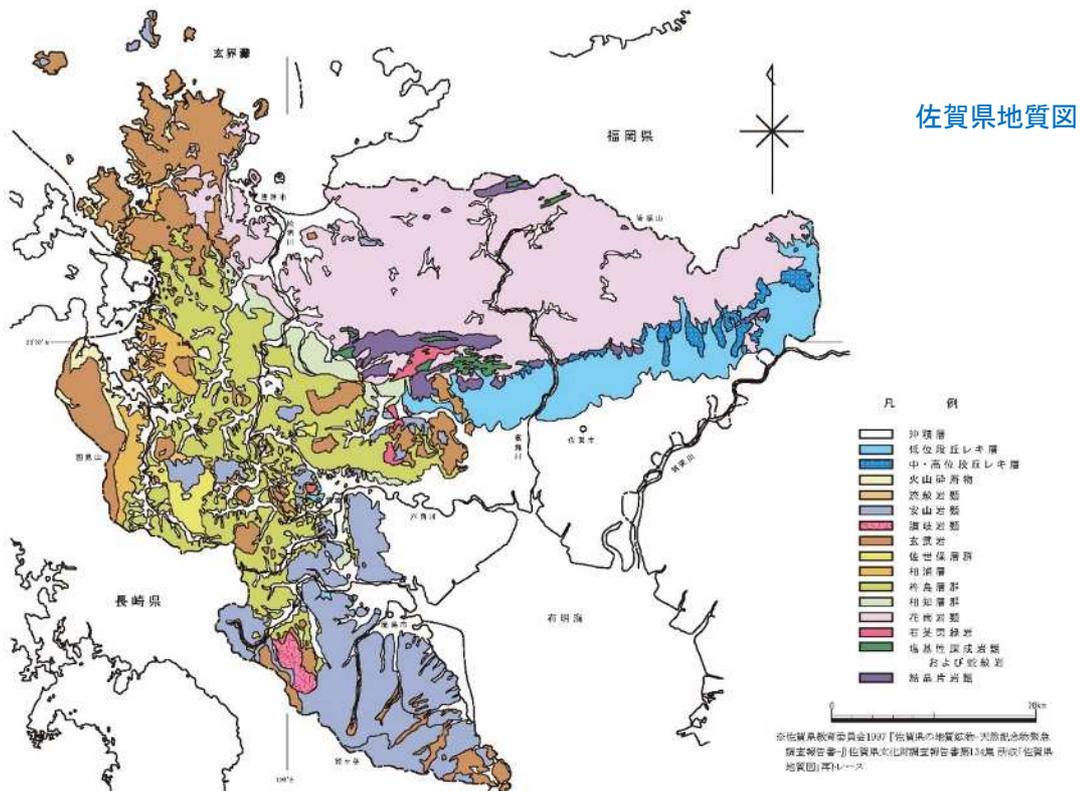
第一は、県東北部の脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っている。

第二は、県西部ないし西南部の丘陵地帯で、第三紀層及び火山岩類から成っている。この地帯の北の部分の東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成しており、中央は、第三紀層に覆われ、南の長崎県へと連なっている多良岳の一带は、安山岩・玄武岩から成っている。

第三は、県東南部の佐賀平野で、筑後川、嘉瀬川、六角川等が有明海へ注ぐ低平な沖積平野である。

イ 気候

佐賀県の気候は、県中央部の山地を境にして、県の北部が日本海型気候区、県の南部が内陸型気候区に大別できる。県内の年平均気温は平年値（1981～2010年）で概ね16℃前後で、全般に温和な気候といえる。また、佐賀市は周辺の地域より気温が高く、都市化の影響が現れているようである。



降水量は、県の北東部から中央部にかけて連なる脊振山系、天山山系、南西部の多良山系、西部の国見山周辺で多く、これらの地域では年降水量が2,500mmを超える。一方、北部の玄界灘沿岸、南部の佐賀平野では少なく、年降水量は1,800mm前後である。

ウ 動植物

県内の動物については、哺乳類は約30種が確認されており、そのうち県では、絶滅危惧種（絶滅種を含む。以下同じ。）としてヤマネ（国天然記念物）、カヤネズミなど11種を選定している。

また、条例による移入規制種としてヌートリア、アライグマなど4種を指定している。鳥類は約330種が確認されており、有明海の干潟や海岸線付近のカモ、シギ、チドリ類の渡来地、玄界灘沿岸・島嶼の渡り鳥の中継地などが有名である。そのうち県では、絶滅危惧種としてナベヅル、マナヅルなど58種を選定している。両生類・は虫類は約30種が確認されており、そのうち県では、絶滅危惧種としてアカウミガメ、カスミサンショウウオなど12種を選定している。条例による移入規制種としてミシシippアカミミガメ（ミドリガメ）など3種を指定している。昆虫類・クモ類は全県下に多種確認されており、そのうち県では、絶滅危惧種としてゲンゴロウ、タガメ、ベッコウトンボなど80種を選定している。また、脊振山地や多良岳にはキリシマミドリシジミ、スギタニルリシジミ等の山地性の貴重な昆虫が生息している。淡水魚類は約100種が確認されており、河川ではカワムツ、タカハヤなどが、ため池やクリークではメダカ、フナ、ドジョウなどが生息している。そのうち県では、絶滅危惧種としてアカザ、アリアケヒメシラウオ、ニッポンバラタナゴなど21種を選定している。条例による移入規制種としてオオクチバス、カダヤシ、ブルーギルなど7種を指定している。海域での特徴的で珍しい生きものとしては、有明海にはムツゴロウやワラスボ等の魚類、アゲマキガイやミドリシャミセンガイ等の貝類、シオマネキ等のカニ類、伊万里湾には生きた化石といわれるカブトガニ（生息地が国の天然記念物）等が生息・繁殖している。

県内の植物については、大陸系の植物、南方系の植物、南日本固有の植物、北方系の植物など約2,200種が確認されている。そのうち県では、絶滅危惧種として種子植物403種、シダ植物72種、地衣類7種、菌類13種を選定している。また、条例による移入規制種としてイタチハギ、オオカナダモなど18種を指定している。黒髪山には全国的に希少なカネコシダの自生地や固有種であるクロカミラン、クロカミシライトソウなどの貴重な植物が生育している。檜原湿原にはサギソウ、トキソウなどの湿地性植物、ミツガシワ、シズイなどの九州には稀な寒冷地分布植物が生育している。佐賀平野のクリークにはヒシモドキ、アサザ、オニバスなどの多種多様な水草が生育している。

玄海地区の沿岸域には、アラメ、クロメ、モク類などの海藻類やアマモ等の海草が分布しており、絶滅危惧種のコアマモやウミヒルモも確認されている。有明海沿岸には大陸系のシチメンソウ、ハマツナ、日本固有種であるヒロハマツナ、ウラギクなどの塩生植物が生育している。

(2) 歴史・文化

(埋蔵文化財)

『佐賀県遺跡地図』における遺跡数(=周知の埋蔵文化財包蔵地)は5,290箇所である(令和3年12月末時点)。時代別にみると、旧石器時代が147箇所、縄文時代が1,626箇所、弥生時代が1,385箇所、古墳時代が1,586箇所、奈良時代が628箇所、平安時代が565箇所、中世が1,514箇所、近世が775箇所、近代が39箇所である(同一遺跡での重複を含む)。

【旧石器時代】

氷河期の最終段階にあたる寒冷な時期で、狩猟・採集を主な生業とする時代である。出土石器の特徴から、現在のところ佐賀県内で人々が活動を始めたのは約4万年前の後期旧石器時代初頭頃と考えられている。

旧石器時代の遺跡は、県北の玄界灘沿岸に面した東松浦半島(上場台地)一帯に最も密に分布している。佐賀県には、打製石器の主な石材である安山岩(サヌカイト)と黒曜石の原産地が所在する点が特筆される。安山岩(サヌカイト)は鬼ノ鼻山北麓地帯で産出し、その石材を使った石刃の製作遺跡である多久市三年山遺跡が著名である。黒曜石は伊万里市腰岳や嬉野市椎葉川に産出する。特に腰岳産黒曜石は極めて良質であることから、県内のみならず、本州や沖縄、さらには朝鮮半島にも広がっている。

この時期の集落ないし石器製作遺跡として、玄界灘沿岸では、県北の東松浦半島に展開する上場台地遺跡群(唐津市・玄海町)や、腰岳の北麓に位置する平沢良遺跡(伊万里市)などが代表的である。有明海沿岸の佐賀平野では、県東部の船塚遺跡(神埼市)において、瀬戸内技法で製作された国府型ナイフ形石器や関連資料がまとまって出土している。また、県中央部の脊振山間部に所在する地蔵平遺跡(佐賀市)では、約3万年前に降灰した始良-丹沢火山灰(AT)の一次堆積層が県内で初めて検出され、その上下層から大量の石器が出土した点が特筆される。このほか、佐賀県では数少ない洞窟・岩陰遺跡として、県北～西部の盗人岩洞穴遺跡(有田町)、白蛇山岩陰遺跡(伊万里市:県史跡)、百田岩陰遺跡(唐津市:市史跡)などがある。



白蛇山岩陰遺跡

<その他の主な文化財>

地蔵平遺跡出土石器(佐賀市:県重文)、磯道遺跡出土石器接合資料(唐津市:県重文)、枝去木山中遺跡(唐津市)、老松山遺跡(小城市)、長尾開拓遺跡(多久市)

【縄文時代】

氷河期が終わって気候が温暖化し、現在の日本列島のように四季が発達する。引き続き狩猟・採集を主な生業とするが、徐々に定住化が進み、生活基盤が安定していく時代である。

佐賀県内では、特に早期から中期にかけての集落跡の主な分布は旧石器時代のものと同じく、

県北部の上場台地から県西南部にかけての地域に顕著である。このほか、脊振山間部の東畑瀬遺跡、西畑瀬遺跡（佐賀市）では早期から晩期まで継続する集落が確認されている。

多久市鬼の鼻山産の安山岩（サヌカイト）や伊万里市腰岳産の黒曜石は、縄文時代にも広く使用されている。特に安山岩製の大型尖頭器を多量に生産した多久市の茶園原遺跡（草創期～早期）や黒曜石製の石刃を多量に生産し鈴桶型石刃技法の名称がついた伊万里市の鈴桶遺跡（後期）は有名である。

玄界灘沿岸の赤松海岸遺跡（唐津市）は、現在は満潮時には海水面以下になる遺跡であるが、中期を中心とする土器・石器などがまとまって出土している。縄文時代早期の西唐津海底遺跡等から出土する隆線文土器は、朝鮮半島新石器時代の櫛目文土器の流れを汲むもので、海を越えた対外交流を示す資料として注目される。坂の下遺跡（有田町：町史跡）では縄文時代中期～後期の生活跡が確認され、ドングリやシイなどの貯蔵穴 21 基や編み籠の破片などが発見されている。

有明海沿岸の佐賀平野では、東名遺跡（佐賀市：国史跡）で約 8 千年前の縄文時代早期の貝塚が極めて良好な状態で発見され、大型の網かごや骨角器、木製品のほか、魚骨、動物骨、種実などが大量に出土し、縄文海進の最盛期における豊かな生活の実態が明らかになっている。

<その他の主な文化財>

平原遺跡出土並木式土器（鳥栖市：県重文）



東名遺跡

【弥生時代】

弥生時代早期、稲作農耕を伴う新たな大陸文化の波が北部九州に渡来し、生活や社会に大きな変化をもたらした。

玄界灘沿岸の菜畑遺跡（唐津市：国史跡）、宇木汲田貝塚（唐津市）では、弥生時代早期の炭化米が出土している。菜畑遺跡では国内で最も初期の水田遺構が確認されている。

唐津平野の葉山尻支石墓（唐津市：国史跡）や佐賀平野の久保泉丸山遺跡（佐賀市）などの支石墓も弥生時代初頭を代表する外来的な墓制である。

有明海沿岸の佐賀平野では、山麓部の段丘上を中心に、弥生時代から集落が急増する。特に、弥生時代前期から中期にかけて稲作農耕による安定的な食糧生産が可能となり、人口が増加したと考えられる。なかには環壕をもつ拠点的な集落が作られるようになり、集落間に争いが起こった証拠のひとつと考えられている。有明海に近い低地の集落では、詫田西分遺跡（神埼市）などの貝塚が形成される。また、佐賀平野では朝鮮系無文土器とともに青銅器鋳型が数多く出土しており、青銅器を製作する技術がいち早くもたらされた地域でもある。

弥生時代の北部九州地域の一般的な墓制である甕棺墓からは、銅剣・銅矛・銅戈、銅鏡などの青銅器や、貝輪、勾玉などの装飾品といった副葬品が数多く出土している。

佐賀平野東部では、平野北部の脊振山麓部の段丘上に吉野ヶ里遺跡（神埼市・吉野ヶ里町：特別史跡）や町南遺跡（みやき町）などの拠点的な集落が展開し、海に近い沖積低地には本分遺跡（みやき町）、高志神社遺跡（神埼市：県史跡）など貝塚を伴う集落が分布する。本行遺跡（鳥栖市）、姉遺跡（神埼市）などでは、青銅器生産が行われた。三津永田遺跡（吉野ヶ里町）、二塚山遺跡（吉野ヶ里町・上峰町：県史跡）などでは、青銅器などを副葬した墓地が確認されている。



吉野ヶ里遺跡

佐賀平野中央部では、惣座遺跡（佐賀市）、土生遺跡（小城市：国史跡）などの大きな集落が所在する。特に土生遺跡では朝鮮系無文土器や青銅器を作るための石製鋳型などがまとまって出土しており、朝鮮半島との交流を物語る。また、嘉瀬川中流域の増田遺跡群（佐賀市）や七ヶ瀬遺跡（佐賀市）では大規模な墓地が確認されている。

佐賀平野西部では、椛島山遺跡（武雄市）や釈迦寺遺跡（武雄市）で見つかった甕棺墓・石棺墓などから、青銅器などの副葬品が見つかっている。

唐津平野では、宇木汲田遺跡（唐津市）、桜馬場遺跡（唐津市：国史跡）などで青銅器等を副葬する首長墓が営まれている。中原遺跡（唐津市）では、弥生時代中期から後期にかけての集落と墳墓が継続して営まれている。

<その他の主な文化財>

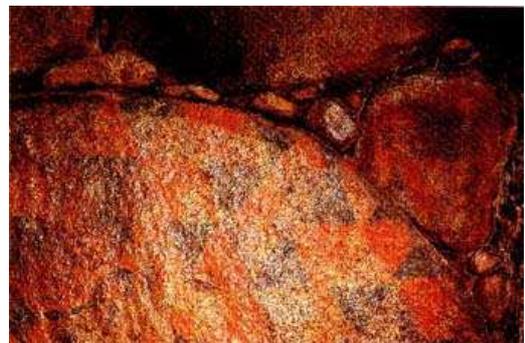
船石遺跡（上峰町：県史跡）、柚比本村遺跡墳丘墓出土品（鳥栖市：国重文）、安永田遺跡出土鎔范（鳥栖市：国重文）、肥前唐津宇木出土品（唐津市：国重文）、千塔山遺跡出土青銅製鋤先（基山町：県重文）

【古墳時代】

中央集権的な大和政権の成立に伴い、日本列島各地に前方後円墳などの古墳が築造される時代である。佐賀県内では、平野や海に面する山地や丘陵裾部を中心に大小の古墳が数多く築かれている。

出現期の前方後円墳として、玄界灘沿岸では久里双水古墳（唐津市：県史跡）が特筆される。続いて、谷口古墳、横田下古墳（唐津市：国史跡）などがある。一方、佐賀平野で最古の前方後円墳は銚子塚（佐賀市：国史跡）で、佐賀平野一帯を治める首長墓と考えられる。後続する船塚古墳（佐賀市：県史跡）は全長 114m の前方後円墳で、県下最大の規模を誇る。

装飾を持つ古墳の存在も注目される。佐賀平野東部では田代太田古墳（鳥栖市：国史跡）や西隈古



田代太田古墳

墳（佐賀市：国史跡）などの彩色を持つものが多く、西部では龍王崎古墳群6号墳や妻山古墳群4号墳（白石町：県史跡）のような線刻壁画をもつものが多い。

これらの古墳の石室からは、優れた副葬品が多数出土している。

<その他の主な文化財>

茶笥塚古墳（小城市：県史跡）、仁田埴輪窯跡（唐津市：県史跡）、赤坂古墳（鳥栖市：県史跡）、伊勢塚（神埼市：県史跡）、熊本山古墳舟形石棺（佐賀市：国重文）、戦場古墳群出土銀象嵌刀装具（吉野ヶ里町：県重文）、夏崎古墳出土遺物（伊万里市：県重文）

【古代（奈良・平安時代）】

肥前国の行政の中心である肥前国府（佐賀市：国史跡）が嘉瀬川東岸に置かれ、その近くに国分寺（市史跡）・国分尼寺が置かれた。白村江の戦いに敗れた後、665年に国内防御のため基肆（椽）城（基山町：特別史跡）が築造されたほか、軍制と関係が深いと考えられる帯隈山神籠石（佐賀市：国史跡）、おつぼ山神籠石（武雄市：国史跡）も築かれている。また古代の通信手段である烽（とぶひ）も置かれた。



基肆（椽）城跡

佐賀平野には碁盤目状の条里地割りが施行され、また大宰府とつながる古代駅路が整えられた。県内には基肆・養父・三根・神埼・佐嘉・小城・松浦・杵島・藤津の九郡が存在し、それぞれ郡衙（郡の役所）が置かれた。

奈良時代の寺院としては、大願寺廃寺（佐賀市：県史跡）、寺浦廃寺（小城市：県史跡）、辛上廃寺（吉野ヶ里町）、塔の塚廃寺（上峰町）などが知られている。

古代の村落も県内各所で見つかっているが、これらの村落からは墨書土器や刻書土器が出土しており、一般にも文字が使われていたことがわかる。

平安時代の終わりになると、各地に経塚が築かれた。代表例として築山経塚、脊振山経塚（佐賀市）などがある。

<その他の主な文化財>

堤土墨跡（上峰町：県史跡）、鵜殿石仏群（唐津市：県史跡）、築山経塚出土瓦経（佐賀市：国重文）、中原遺跡出土木簡と土師器相模型模倣坏（唐津市：県重文）、霊仙寺跡出土遺物（吉野ヶ里町：県重文）、牟田寄遺跡出土銅印（佐賀市：県重文）

【中世（鎌倉～室町時代）】

平安時代末から県内各地に荘園が作られ、寄進などを通じて中央貴族や寺院と結びつく者が現れた。武士化した県内各地の在地土豪は、幕府の御家人となりあるいは荘園の地頭として勢力をもつ武士団も現れた。その中から戦国大名が生まれた。

北部九州に大きな影響を与えた元寇及び南北朝の争乱以後、県内の土豪達は離合集散を繰り返し、応仁の乱以後は戦国時代と呼ばれる群雄割拠の時代に入る。

その中から、佐賀の龍造寺氏が、西の有馬氏、東の大友氏、松浦地方の波多氏などを押さえて、肥前地方全域を手中に収めたが、天正 12(1584)年に龍造寺隆信が島原で戦死すると、これに代わって鍋島氏が実権を握った。

この時代には、岸岳城、獅子城（唐津市：県史跡）などの山城が県内各地に作られている。また佐賀平野の平坦低地には、山城に代わって環濠を巡らす城館が数多く築かれた。

また、この時代県内各地に寺院が作られ、脊振山周辺では山岳仏教も興隆した。

<その他の主な文化財>

勝尾城筑紫氏遺跡（鳥栖市：国史跡）、姉川城跡（神埼市：国史跡）



姉川城跡

【近世（安土・桃山・江戸時代）】

天下統一を果たした豊臣秀吉は朝鮮出兵を行った（文禄・慶長の役）。その兵站基地として東松浦半島の北端に名護屋城が築かれ、全国から約 160 の諸大名が集められた（名護屋城跡並陣跡：特別史跡）。大名の陣屋は唐津市から玄海町域一帯に展開しており、その様子は肥前名護屋城図屏風（県重文）に見ることができる。



名護屋城跡並陣跡

この文禄・慶長の役に伴い、朝鮮半島から連れてこられた陶工たちなどによって、陶器窯跡・磁器窯跡が県内各地に築かれた（肥前陶器窯跡・肥前磁器窯跡：国史跡）。なかでも、李参平は有田泉山で磁器の素材となる陶石が取れる場所を発見し（泉山磁石場：国史跡）、以後、有田・伊万里を中心に磁器生産が盛行した。これらは伊万里港から積み出され、船で江戸や大阪、さらには長崎の出島を通じて海外へと輸出されるようになり、ヨーロッパの王侯貴族を中心に珍重された。一方、主に将軍家などへの献上・贈答用に作られた高級磁器である鍋島焼は、伊万里大川内山の窯（大川内鍋島藩窯：国史跡）で佐賀藩の厳格な管理のもとで生産された。

徳川幕府の時代、肥前国の大部分は佐賀藩に含まれ、佐賀城（佐賀市：県史跡）を中心とした藩政が行われた。唐津地方は幕府直轄領唐津藩が置かれ、基肄郡と養父郡の一部は対馬藩田代領であった。

<その他の主な文化財>

多久聖廟（多久市：国史跡）、柿右衛門窯跡（有田町：国史跡）、千栗土居（みやき町：県史跡）、

高伝寺墓所（佐賀市：市史跡）、三国境石（基山町）、名護屋城跡出土天正十八年銘文字瓦（唐津市：県重文）

【近世末～近代】

幕末になると、長崎警備を担当していた佐賀藩は対外防衛の必要性から、諸藩にさきがけて西洋の先進的な技術の導入を図るべく様々な努力を重ねた。幕末佐賀の名君と名高い 10 代藩主鍋島直正の主導のもと、築地反射炉（佐賀市：市史跡）、多布施反射炉の築造や、日本初となる鉄製大砲の鑄造の成功、長崎港の台場建設、藩の理化学研究所である精煉方の設置、などに取り組みとともに、藩内の行財政改革、教育改革、農村復興改革を積極的に進めた。また、洋式船の操縦を学ばせるために三重津の船屋に「御船手稽古所」を設け、後にこれを拡張して艦船運用の根拠地とし、佐賀藩海軍の基礎を作った。ここでは洋式艦船の補修や国内最初の実用的蒸気船「凌風丸」の建造を行った（三重津海軍所跡：国史跡）。こうした先進技術の導入や人材の育成を積極的に推し進めた背景には、藩主鍋島直正の資質と有能な家臣団の存在が大きかった。その結果、佐賀藩は薩摩・長州・土佐藩と並び称される雄藩（薩長土肥）として、明治維新以降の日本の近代化に極めて大きな役割を果たした。



三重津海軍所跡

<その他の主な文化財>

大隈重信旧宅（佐賀市：国史跡）、伊東玄朴旧宅（神崎市：県史跡）

3 文化財の保存・活用の課題

（1）県内文化財の総合的な調査・研究

県がこれまでに実施してきた悉皆調査から詳細調査に至る文化財の種別や分野ごとの総合調査は、単体としての文化財指定へと繋がっているが、文化財は様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生みだされるものであり、文化財の保存や継承を進めていく上では、文化財を幅広く調査・研究し、指定の有無、有形・無形に関わらず、関連する文化財と周辺環境を総体として捉えていく必要がある。特に県内では、名勝や地質鉱物分野の指定数が極端に少ない現状があることから、未指定文化財の把握において、こうした分野の関連性を十分考慮するとともに、文化財が保護され、生かされてきた歴史や環境などの記録等も作成しながら文化財の全体的・網羅的な調査・研究を進めていくことが重要である。

（2）適切な周期による修理・整備

貴重な文化財を次世代へと守り伝えていくためには、特に有形の文化財においては、所有者による日常的な維持管理が適切に行われ、適切な周期による修理・整備を行うことが必要である。しかしながら、文化財の種別によっては修理・整備に多額の費用が必要となることもあり、適切

な周期による修理・整備が実施できておらず、劣化が進行し修理・整備の費用が更に増大していくという悪循環が生じている。

また、文化財の素材や補修材は特殊なものであることも多く、近年の環境（自然や使用状況）変化により、素材や補修材などの資材不足に加え、これらの資材を使用し文化財の保存修理を行う技術者の不足などの問題が顕在化しており、こうした問題も適切な周期による修理・整備の実施に少なからず影響を与えている。これらの現状を踏まえ、文化財の修理・整備の中・長期的な計画を立て、バランスよく所有者の費用負担の軽減を図ること、文化財の保存修理に係る資材や技術の確保のために人材育成を含む仕組みを作ることなどが重要である。

（３）耐震化の推進や防災・防犯対策の充実

平成 17(2005)年の福岡県西方沖地震や平成 28(2016)年の熊本地震は、本県の文化財にも影響を及ぼした。地震時において、重要文化財（建造物）や美術工芸品等の保管施設では、文化財的価値の保存と人的安全性を確保する必要があるため、耐震診断、耐震補強の実施及び対処方針の作成・実施が必要かつ重要である。本県では、熊本地震後に国・県の重要文化財建造物（木造）の耐震対策状況を調査し、その結果に基づき、特に個人所有者等を中心に耐震診断、耐震補強の実施及び対処方針の作成・実施について指導・助言を進めているが、美術工芸品等の保管施設の対策状況について十分な把握ができていないなど、さらに耐震対策の推進が必要である。

また、本県では、近年豪雨被害が特に深刻で、令和元(2019)年と令和 3(2021)年という短いスパンに同一地域で大規模な浸水被害が発生し、この時の豪雨は、国の特別史跡である「基肄城跡」や「名護屋城跡並陣跡」の大規模被災をはじめ県内各地の文化財へ被害を及ぼしたが、市町の文化財保護部局職員が災害対応に追われ、県内の文化財被災の状況把握に時間を要したことから、災害発生時の文化財保護に係る体制等の脆弱性が浮き彫りとなった。さらに、令和 3(2021)年の JR 唐津線小城駅本屋（登録文化財）の延焼や武雄温泉楼門（重要文化財）の損壊など、文化財への人為的被害の相次ぐ発生もあり、連絡体制の整備も含めた文化財の防災・防犯対策の強化も必要である。

（４）文化財継承の担い手やヘリテージマネージャーの育成、地域住民レベルの底力の育成

少子高齢化・過疎化の進行などによる地域社会の変質や人々の生活様式、価値観の変化により、有形・無形民俗文化財及び無形文化財を継承する担い手の不足、建造物や史跡等の記念物の相続人の不在・不足などの問題が顕在化し、地域の歴史や伝統文化を伝える貴重な文化財の滅失や消失の可能性が高まっている。また、地域に眠る歴史的建造物を調査・研究し、地域づくりに活かしながら保全・活用を進める提案を行うヘリテージマネージャーなども不足している。長年に渡り培われた文化財に関する技術や経験自体の担い手の育成に加え、専門性をもって地域の文化財の保全・活用を進める人材の育成が必要であるとともに、地域コミュニティの基盤となる地域住民が、地域の歴史や伝統文化を伝える貴重な文化財の存在を知り、誇りを持って次世代へと継承していく地域住民レベルの底力の育成が必要である。

（５）新たな用途への活用

観光立国政策を進める日本で、特にインバウンドに向けて、日本の伝統文化の魅力を伝えるものとして注目されてきた文化財は、平成 28(2016)年の「明日の未来を支える観光ビジョン」（内閣府）で、観光の改革のうちの一つとしてあげられ、観光客目線での「理解促進」、そして「活用へ」といったことがより求められる中で、観光振興や地域振興などを通じて地方創生や地域経済の活性化に貢献するなどの役割を期待されるようになってきている。本県でも、特別史跡名護屋城跡並陣跡をユニークベニューとした野外レストランの設営、鹿島市の重要伝統的建造物群保存地区内の町家の宿泊施設としての利活用、重要文化財の武雄温泉楼門や天然記念物の大楠を巡るオルレコースへの採用など、文化財の新たな用途への利活用が地域の活性化に貢献している事例が見られるが、地域によって差がある状況である。

地域の現状や目指すべき将来像によって、観光、景観形成、教育など文化財を地域資源として活かす方向性は様々であるが、活かす方向性に沿った文化財の新たな用途への利活用を積極的に検討する必要がある。

（６）分かりやすく効果的な情報発信

文化財が、観光・地域振興などにおいて期待される新たな役割を果たす上で情報発信は不可欠である。県や市町のホームページでは、それぞれ管内の指定等文化財を写真と解説で紹介する形の情報発信が中心であることが多いが、上峰町では、町とゆかりのある平安時代の武将「鎮西八郎為朝」の生涯をアニメーション化し YouTube により配信し、鳥栖市では、国史跡の勝尾城筑紫氏遺跡をドローンで撮影し、解説付きの動画で紹介するなど、分かりやすく効果的な情報発信で注目を集める取組もでてきている。若者に身近な SNS 等のツールの利用やヘッドマウントディスプレイなどの機器で鑑賞する VR や AR などの ICT 技術の活用、関連する文化財をまとめるとして捉え、地域の風土や歴史、文化との関わりとともに、文化財がもつ多面的な価値や魅力をストーリー化やエリア化するなど、国内外へ分かりやすく効果的な情報発信を進めていく必要がある。

4 目指す将来像と文化財の保存・活用の方針

「佐賀県総合計画 2019—人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」では、文化の施策分野における目指す将来像の一つとして「佐賀県の有形・無形の文化的、歴史的資産が、適切に保存、活用、継承されており、それらの魅力が国内外で注目を集め、多くの県民が佐賀を誇りに思い、愛着を感じている」を掲げ、豊かな文化・歴史の継承と魅力発信への取り組みを進めている。

人や地域が中心となり幾世代にも受け継がれてきた文化財は、地域の歴史文化を語る貴重な「地域の宝」であり、これらが、持続的に次世代へと継承されていくためには、県民自らが文化財の素晴らしさを再発見・再認識する（**知る**）ことで誇りや愛着が芽生え、それらの適切な保存（**守る**）を図り、それらの素晴らしさが伝わるように活用（**活かす**）していくことで、国内外からの注目が集まり、それによって誇りや愛着が更に深まり継承（**つなぐ**）されていく好循環を生むことが必要である。

好循環を生むために、文化財の保存・活用の方針を次のとおりに定め取組を進める。

知る：文化財の全体的・網羅的な調査・研究を進め、地域の文化財の価値や特性・状態など（文化財が保護され、生かされてきた歴史や環境の記録も含む）の現状の把握を進めるとともに、地域住民等への情報共有に努める。

- ・指定等文化財の所在や価値の再発見、再認識
- ・未指定文化財の掘り起こし（地域住民の参加）
- ・文化財マップ等の作成による周知 など

守る：文化財としての価値が高いものは、法令等に基づく指定等による積極的な保護を進め、適切な周期での修理・整備や防災・防犯対策の強化により文化財としての価値の維持に努める。未指定等の文化財は、幅広く緩やかな保護制度である県登録制度により積極的な登録を進める。

- ・価値の共有や活用等を見据えた情報等のデジタルデータ化
- ・文化財に関わる技術や材料の保存、継承
- ・文化財防災マニュアルやマップの作成 など

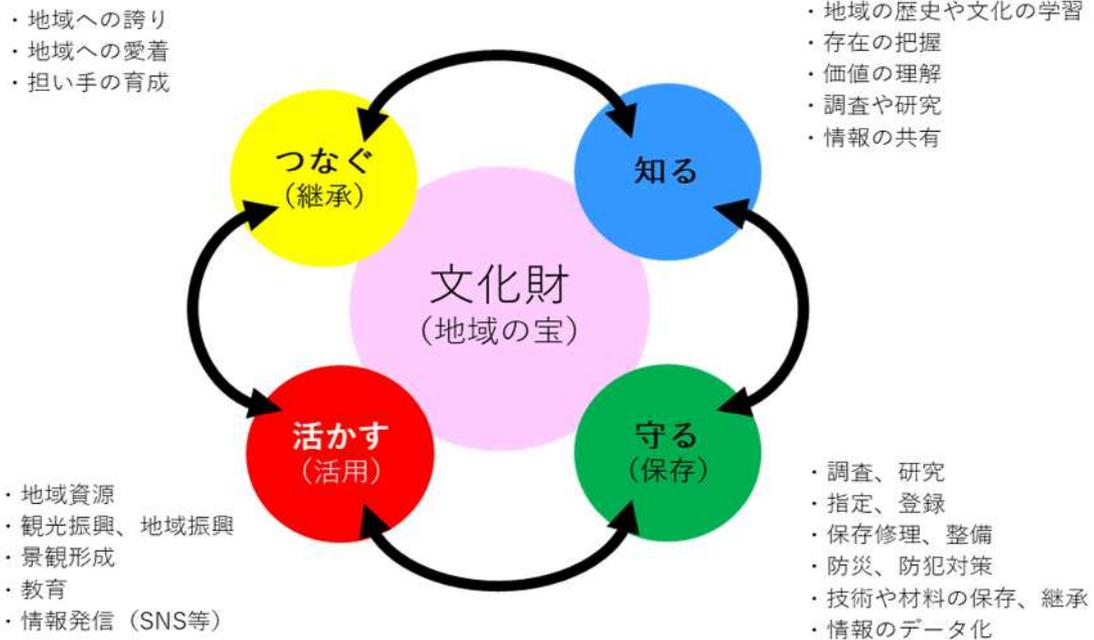
活かす：文化財を貴重な地域資源と捉え、地域の状況や目指す将来像に応じた様々な活用の方向性を検討し、新たな用途への利活用を含め積極的な活用を進めるとともに、その魅力を国内外へ分かりやすく効果的に情報発信していく。

- ・ユニークベニューとしての宿泊施設やイベント会場への利活用
- ・自然や食、地場産業などをテーマやストーリーとして関連付け
- ・教材としての学校や地域の学習への活用
- ・最新のICT技術の活用等 など

つなぐ：「地域の宝」である文化財を次世代へとつないでいく（継承）には、文化財や文化財に係る技術の直接的な担い手の育成に加え、文化財の価値や特性などを正確に理解できる人材、防災・防犯対策の専門的知識を持つ人材、活用を担う人材など、継承するための取組を進める上で必要な人材を育成することも重要であり、市町や大学などの関係機関、地域住民や民間団体などと連携しながら、育成機会の創出や仕組みづくりなどを進めていく。

- ・佐賀県伝承芸能祭の開催
- ・文化財ガイドの育成
- ・県と市町の共同による文化財の専門的研修の実施
- ・文化財マネジメント職員養成研修（文化庁主催）など各種研修への参加促進 など

循環のイメージ



第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・指定・登録

(1) これまでに実施してきた調査と今後実施すべき調査

これまでに、県内に所在する様々な文化財に関し、県が主体となり、文化庁の補助事業等として実施した総合的な調査等の報告は次のとおりである（埋蔵文化財の発掘調査は除く）。

【建造物】

集番：シリーズ名「佐賀県文化財調査報告書」番号

報告書等名	発行年	集番
佐賀県の民家	昭和49年	第31集
佐賀県の近世社寺建築	昭和60年	第82集
佐賀県の近代和風建築	平成8年	第127集
佐賀県の近代化遺産 佐賀県近代化遺産（建造物）総合調査報告書	平成14年	第153集

【美術工芸品】

報告書等名	発行年	集番
武雄古唐津系陶芸技法調査記録	昭和49年度	第27集

【民俗文化財】

報告書等名	発行年	集番
唐津山笠	昭和34年度	第8集
肥前における田楽の伝承・獅子舞に流れているもの・藤津郡嬉野町に残存する踊浮立	昭和35年度	第9集
有明海の漁撈・習俗	昭和37年度	第11集
佐賀県の祭	昭和38年度	第12集
佐賀県の民俗	昭和40年度	第15集
高瀬の荒踊	昭和48年度	第20集
玄海町浜野浦地区の民俗	昭和53年度	第41集
佐賀県民俗地図	昭和55年度	第56集
矢筈・神六の民俗	昭和58年度	第71集
佐賀県の諸職	平成3年度	第106集
佐賀県の民俗芸能	平成11年度	第142集

【記念物（動物、植物及び地質鉱物）】

報告書等名	発行年	集番
天然記念物カササギ生息状況調査報告書	平成3年度	第107集
佐賀県の地質鉱物	平成9年度	第134集
天然記念物カササギ生息状況地保存管理計画策定書	平成10年度	第139集
天然記念物カササギ生息地緊急調査事業 平成23年度～平成24年度 調査分析結果報告書（中間報告）	平成25年度	第202集
天然記念物カササギ生息地緊急調査事業 平成23年度～平成25年度 調査分析結果報告書	平成26年度	第206集

【埋蔵文化財】

報告書等名	発行年	集番
佐賀県の遺跡	昭和39年度	第13集
佐賀県遺跡地図 三神地区	昭和54年度	第47集
佐賀県遺跡地図 佐城地区	昭和55年度	第52集
佐賀県遺跡地図 杵西地区	昭和56年度	第59集
佐賀県遺跡地図 東松浦地区	昭和57年度	第65集
佐賀県遺跡地図 藤津地区	昭和58年度	第73集
特別史跡名護屋城跡並びに陣跡3 文禄・慶長の役 城跡図集	昭和60年度	第81集

【保存整備・活用】

報告書等名	発行年	集番
名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画策定書	昭和53年度	第40集

特別名勝「虹の松原」保存管理計画策定書	昭和54年度	第50集
特別史跡 名護屋城跡並びに陣跡2 [羽柴秀保陣跡発掘調査・環境整備報告]	昭和58年度	第72集
特別史跡名護屋城跡並びに陣跡7 名護屋城跡山里口石垣修理報告書	平成4年度	第111集
特別史跡名護屋城跡並びに陣跡9 堀秀治陣跡保存整備事業報告書	平成5年度	第114集
佐賀城公園整備工事報告書 県史跡「佐賀城跡」本丸土塁石垣に関する調査・復元工事報告	平成17年度	第161集
特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」名護屋城跡 二ノ丸石垣保存修理報告書	平成27年度	※第11集
特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」名護屋城跡—天守台・本丸旧石垣保存整備報告書—	令和2年度	※第17集
特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」名護屋城跡—本丸多門櫓跡・南西隅櫓跡・本丸旧石垣櫓台保存整備報告書—	令和3年度	第208集
特別史跡名護屋城跡並陣跡保存活用計画（名護屋城跡編）	令和4年度	—

※報告書シリーズ名：佐賀県立名護屋城博物館調査報告書

【文化財総合調査】

報告書等名	発行年	集番
柏崎貝塚・水上発見の懸佛・勇猛山の俱利伽羅不動尊・川原狂言	昭和27年度	第1集
玉島村谷古墳・神埼町辻の薬師如来坐像・三津石蓋単棺出土内行花文明光鏡について	昭和28年度	第2集
基山町上野古墳・東肥前出土奈良時代乃至平安時代初期蔵骨器について・相知町黒岩医王寺肥前鐘	昭和29年度	第3集
佐賀県下の文化財	昭和31年度	第5集
水堂元応元年銘石造宝塔・武雄市朝日町牛の谷経塚・佐賀県下出土の経塚概観・中林梧竹翁の書	昭和32年度	第6集
佐賀県の文化財	昭和36年度	第10集
上場の文化財1	昭和56年度	第62集
肥前国小城郡の条里 佐賀県地籍図集成1	昭和59年度	第75集
肥前国神埼郡1 佐賀県地籍図集成2	昭和63年度	第89集
肥前国神埼郡2 佐賀県地籍図集成3	平成4年度	第109集
古代官道・西海道肥前路	平成7年度	—
肥前国佐嘉郡1 佐賀県地籍図集成4	平成8年度	第126集
肥前国佐嘉郡2 佐賀県地籍図集成5	平成10年度	第135集
肥前国佐嘉郡3 佐賀県地籍図集成6	平成12年度	第143集
肥前国佐嘉郡4 佐賀県地籍図集成7	平成14年度	第149集
肥前国佐嘉郡5 佐賀県地籍図集成8	平成17年度	第164集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査事業概要	平成17年度	第165集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅰ 文献資料編	平成23年度	第192集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅱ 各説編1（三養基・神埼・佐賀地区）	平成25年度	第201集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅲ 各説編2（小城・杵島・藤津地区）	平成26年度	第204集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅲ 各説編4（名護屋城跡並びに陣跡）	平成28年度	第213集
佐賀県中近世城館跡緊急分布調査報告書Ⅲ 各説編3（東松浦・西松浦地区）	平成29年度	第216集

長崎街道1・秋月街道 佐賀県 歴史の道調査報告書 第1集	平成30年度	第223集
長崎街道2・竹崎街道 佐賀県 歴史の道調査報告書 第2集	令和元年度	第226集
唐津街道 佐賀県 歴史の道調査報告書 第3集	令和3年度	第228集
伊万里への道I 佐賀県 歴史の道調査報告書 第4集	令和4年度	第233集

これまでに各種文化財の調査を実施しており、種別等によっては県内全域の悉皆調査を含む総合的な調査を実施し、調査の成果から、指定による保護措置が集中的に進んだものもあるが、調査後指定による保護措置が進んでいない種別等、調査自体十分に行えていない種別等も少なからずある。また、調査実施から長期間を経過し、その間の過疎化・少子高齢化などの社会構造の変化、さらには急速な環境変化により多発する異常気象などの影響により、既に滅失した文化財もあり、伝統的な祭りや行事などの無形の民俗文化財を中心に文化財の保存・継承がますます困難となっており、文化財の散逸・滅失の危機が進んでいる。

こうした状況から、これまで実施した調査記録等の情報を整理し、現在進めている「歴史の道」調査事業の進捗を勘案しながら、未調査や追跡調査を含め、調査の不十分な種別・分野について、計画的な調査の実施を検討していく。また、文化財が地域において保護され生かされてきた歴史や環境も貴重な文化的資源であることから、市町や大学・博物館、地域で活動する各種文化財の調査・研究、保存・活用団体等と連携・協力しながら、併せて調査・記録を進めていく必要がある。

(2) 県指定及び未指定の文化財の現状と今後の方針

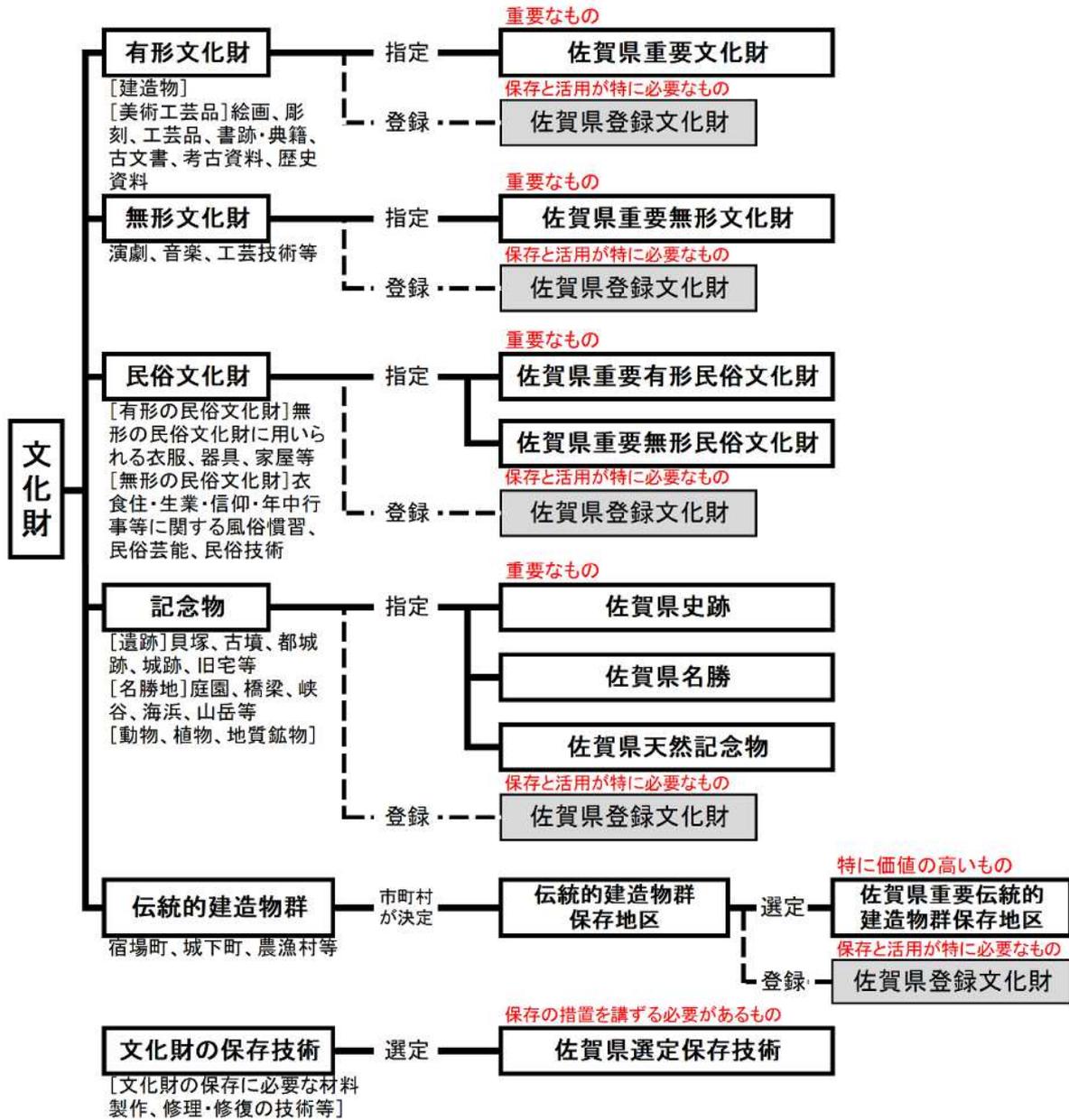
令和5(2023)年6月1日現在の、県指定文化財の件数は次のとおりである。

有形文化財													小計	総計
美術工芸品								計	建造物		小計			
絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料								
24	29	42	5	10	96	13	219	21	240					
記念物						無形文化財			民俗文化財			選定保存技術		
史跡	名勝	天然記念物				小計	工芸技術	芸能	小計	有形	無形		小計	
		動物	植物	地質鉱物	計									
47	2	0	14	2	16	65	2	0	2	9	20	29	0	336

県指定文化財の種別・分野別の件数をみると、有形文化財以外の分野の指定件数が概ね少ない。特に、記念物では名勝2件、地質鉱物2件、動物は指定がなく、無形文化財では工芸技術2件、芸能は指定がなく、また選定保存技術にも指定がない。これらの分野は、県内に所在する国及び市町の指定でも同様である。要因としては、対象となる文化財の特性等から保存や指定に係る調整が難しいことがあるが、県内にそれらの価値を理解し評価できる専門家等が少ないことに起因する部分も大きいと思われる。以下に、種別ごとの現状と今後の方針について記載する。

[有形文化財（建造物）]

建造物は有形文化財における不動産の文化財で、社寺や城郭、住宅、民家、洋風建築、近代和風建築、近代化遺産、近現代建造物等からなり、幅広く保護の対象とされる。本県ではこれまで



県文化財保護条例における文化財保護体系

実施した悉皆調査等の成果から指定を行っているが、今後もこれらの調査や研究の成果、新たな知見・評価を踏まえ建造物の種別や時代・地域・様式・用途など、本県の特徴を顕著に現す建造物の保護をバランスよく進めていく必要がある。

また、年代の古い建造物については建物の老朽化や維持の難しさ、近現代の建物や土木構造物については評価が定まる前に再開発や建て替えにより失われる恐れもあることから調査の推進や情報の把握に努める必要がある。



県重要文化財 鹿島城赤門

【有形文化財（美術工芸品）】

本県は国内有数の原始・古代遺跡の包蔵地であり、青銅器をはじめとする貴重な遺物が数多く出土しており、考古資料として毎年1件以上を積極的に指定している。

絵画、彫刻、工芸品等のその他の美術工芸品については、自治体所蔵や博物館等施設所蔵の文化財を中心に指定を進めているが、古文書や歴史資料などの指定が少なく、分野のバランスも考慮しながら指定を進めると共に、個人等が所有している文化財については、所有者の高齢化や世代交代などにより、維持・管理が困難となっている事例もみられることから、市や町との連携・情報共有を図りつつ、個人等所有の未指定文化財の把握・調査・研究を進め、積極的な指定に努める必要がある。



県重要文化財 色絵花鳥文六角壺

【記念物】

記念物には、土地と結びついた文化財である史跡、峡谷や海浜、庭園など自然的・人文的な成り立ちをもつ名勝、動物や植物、地質鉱物という自然の産物である天然記念物の分野があり、これらは指定対象とする範囲が広大であることや、文化財そのものの保存に加え、その生息・生育環境の保全が不可欠であることなど、指定を進める上で難しい調整が必要な場合も多く、中でも天然記念物についてはそうした影響が顕著であることに加え、県内に天然記念物の価値を理解し評価できる専門家等が少ないこともあり、指定が進んでいない。また、天然記念物は、自然災害や気候変動等による影響を最も直接的に受けやすい文化財であり、近年、異常気象による大規模災害が多発している現状を踏まえると、指定等による保護措置の重要性が一層高まっている。



県名勝 旧武雄邑主鍋島氏別邸庭園
(御船山楽園)

こうした状況から、過去の調査が指定に結びつ

いていない地質鉱物や調査自体が不足している動物等の分野について、価値を理解し評価できる専門家や研究者等の人材情報を収集し体制整備に努め、これまでの調査成果の再検証や調査・研究の実施について検討しながら指定を進めていく必要がある。

【無形文化財】

本県では、「陶芸染付和紙染」の技術保持者、「名尾紙」の保存会を技術保持団体として、工芸技術の分野の2件を県指定し保護を図っているが、芸能の指定はなく、市や町の指定も工芸技術が1件のみとなっており、県全体の指定数は極めて少ない。これは、人間の「わざ」そのものである無形文化財が、その専門性の高さゆえに評価が難しいことや、どのような「わざ」を対象とすべきかを十分に検討できていないことなどが要因であるが、特に、「わざ」を体得した個人または集団により守り伝えられるという無形文化財の特色から、後継者不足もその大きな要因となっている。



県重要無形文化財 名尾紙

したがって、これまで無形文化財の対象として捉えられてこなかった食文化等の生活文化にも目を向け、多角的な視野から対象を検討し、県や市町が主体となって早急に悉皆的な調査による掘り起こしを実施し、指定を進めていく必要がある。

【民俗文化財】

本県は、全国屈指の農耕地帯という地域的特色から、農耕神事に伴う芸能が発達し、数多くの芸能が農村共同体の中で長く維持・継承されてきたこともあり、昭和30年代半ばの早い時期から50年代半ばに継続して民俗文化財の指定が進められ、うちいくつかは国の指定にもつながっている。その後、平成29年まで無形の民俗文化財の指定は行われず、その間の平成9・10年度に県教育委員会の「佐賀県の民俗芸能緊急調査」、平成11～13年度には県立博物館の「佐賀県の祭り・行事調査」により、無形の民俗文化財の悉皆調査を含む詳細な記録調査が相次いで実施されたが、調査時点で休止や消滅したものも見られ、既に調査から20年を経過し、社会状況の変化や近年のコロナ禍の影響も考慮すると、さらに状況は悪化していると考えられる。2つの調査の追跡調査の実施に加え、担い手育成の仕組み作りや最新技術による新たな映像記録なども併せて検討しつつ指定を進めていく必要がある。



県重要無形民俗文化財 母ヶ浦の面浮立

【選定保存技術】

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものとして選定される技術で、「茅葺」や「文化財石垣保存技術」等 81 件が国の選定保存技術となっており、うち本県では「上絵具製造」1 件が選定、その技術保持者として 1 名が認定されている。全国的にも文化財の価値を保つ修理技術やそれにも用いられる材料の生産および道具の製作技術をどのように継承していくかが大きな課題となる中、本県の選定保存技術は 1 件もない状況であり、特に地域性に着目しながら対象となる技術を調査し現状の把握を進めると共に、継承者を育成する仕組み作り等を検討する必要がある。



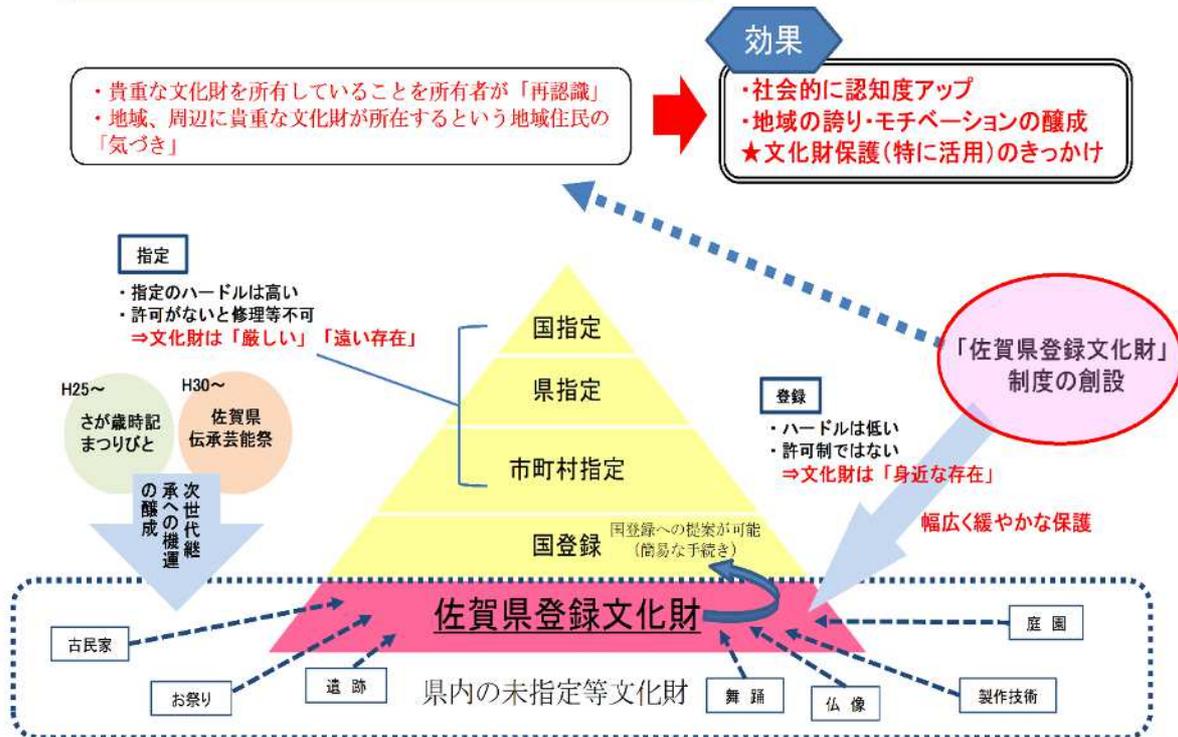
国選定保存技術 上絵具製造
技術保持者 辻人之（辻昇楽）

【県登録文化財】

令和 3 年 4 月の文化財保護法改正による地方登録制度の新設に伴い、本県では県の文化財保護条例を改正し、佐賀県登録文化財制度を創設した。幅広く緩やかな制度のもと文化財保護を進めることで、所有者や住民の気付きの機会を創り、地域の宝である文化財を大切に保存・活用し、次世代に継承していく意識を醸成していくことを目的としている。

県民への制度の周知に努め、市町の文化財保護担当部局と連携し未指定文化財の洗い出しや把握を図りながら積極的に登録を進めていく。

佐賀県登録文化財制度のイメージ及び効果



2 文化財の修理・整備

(1) 県が所有又は管理団体に指定されている国指定及び県指定文化財

県が所有又は管理団体に指定されている国・県指定等文化財は、記念物や有形民俗文化財は比較的少数で、工芸品や考古資料などの美術工芸品が多いが、総じて少ない。県はこれらの文化財について保存・活用の責務を負っており、県域及び当該文化財の所在圏域における地域・観光振興に資する活用を見据え、県の関係部局や市町等との連携を深める中で、保存・活用計画の策定を計画的に進めるなどし、積極的に必要な修理・整備に努める。

主なものとして、令和3年度から文化財部局の所管となった名勝「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園」について、国庫補助により3カ年をかけて「保存活用計画策定事業」及び「建物の整備基本計画策定事業」を実施中である。県内有数の紅葉の名所として春・秋には多くの観光客が訪れ、地域の観光資源として活用されてきたが、文化財としての本質的な価値を改めて正確に把握し、市や関係団体等とも連携しながら、周辺に多数所在する文化財等の地域資源との関わりや新たな用途への活用等を検討し、適切な耐震補強や周辺整備等による磨き上げを行い、観光資源として更なる積極的な活用を図る。

特別史跡「吉野ヶ里遺跡」については、県史跡部分を含め歴史公園として一体的に整備され、地域資源として様々な活用が図られている。県では、特別史跡の指定範囲の中で一部公有化されていない地域について、国庫補助事業により令和3年度に公有化し、令和4年度からの発掘調査を地域資源としての遺跡の魅力をさらに向上させる機会と捉え、発掘調査体験会の実施、発掘調査プロセスの随時公開やSNS等を活用した発掘調査の生中継などによる成果や情報の効果的な国内外への発信などを行い、その後の整備につなげる取組を実施している。

特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」については、唐津市が管理団体として史跡を維持・管理し、整備・活用は「県立名護屋城博物館」が整備基本計画に基づき実施している。また、広大な遺跡の特性を活かしたサイクルツーリズムコースへの利用や地域振興の好循環創出に資するための文化・観光資源の拠点としての磨き上げなど、積極的な活用が図られている。令和3年度からは、県、唐津市、玄海町、県立名護屋城博物館が連携し、国庫補助により4カ年をかけて「保存活用計画策定事業」に着手しており、地域の現状に即した保存管理の計画の見直しや地域資源としての更なる活用方法を検討し、整備等へ反映していく。

県所有の国・県指定重要文化財（美術工芸品）は、県立博物館・美術館、県立名護屋城博物館、県立九州陶磁文化館、県立図書館、県調査研究資料室にそれぞれ収蔵されており、引き続き適切な保存環境等の下で保管し・公開活用していくとともに、必要に応じて修理等を実施し、確実に次世代へ継承していく。また、県所有の県重要有形民俗文化財「佐賀県内農耕生活用具」については、県農業試験研究センターの農業資料館で展示活用され、数点は県立博物館において常設展示されており、関係機関と連携しながら、適切な維持管理に努める。

(2) 国指定・県指定文化財所有者への支援

文化財の保存には、所有者による日常の維持管理や環境の整備が不可欠であり、これらが適切に行われ、さらに適切な周期による保存修理等を実施していくことが必要である。しかしながら、

文化財の種別によっては保存修理等に多額の経費を要する場合もあり、この費用負担が、文化財の所有者を最も困らせている問題であることが、*市町へのアンケート（以下「アンケート」という。）結果からもわかる。

佐賀県では、国・県指定等文化財の保存修理等に関する費用の一部を、「佐賀県文化財保存事業補助金交付要綱」に基づき、補助事業者（所有者、管理団体等）に補助している。文化財所有者の負担軽減のために、必要な財源確保に引き続き努めていくが、修理等を要する文化財は多数あり、適切な時期に必要な修理を実施するために、市町との連携の中で、所有者等から文化財の保存状態等の正確な情報を把握し、中・長期的な補助計画の立案に反映させながら、限られた財源を最大限効果的に活用していく。

また、県の他部局が所管する助成制度、民間団体の基金やクラウドファンディングなどの有効な資金調達方法などの財政的支援面の情報、修理や整備、それに伴う必要な技術や材料等に関する専門的な知識をもった専門家や団体などの人材的支援面の情報などを幅広く収集し、市町を通じてこれまで以上にきめ細やかな情報提供に努める。

さらに、地域振興・観光振興への活用を目的とする保存修理や整備事業の増加が予想され、必要に応じて県費補助制度の枠組みや運用について内容の見直しを検討していく。

※大綱策定に係り市町へ実施したアンケート

3 文化財活用を見据えた情報基盤整備

文化財を適切に保存し、次世代へと持続的に継承していくためには、県民や地域住民がいつでも文化財や文化財に関連する必要な情報に幅広く触れ、教育や観光振興などの様々な分野で活用することができるような情報基盤の整備を進めていく必要がある。

（1）教育

県内の自然、歴史や文化、歴史的人物などを子どもの頃から学ぶことは、郷土への理解を深め、郷土を大切に思う心や誇りに思う心を育むことにつながるものである。人々の生活や風土との深い関わりにおいて生みだされる身近にある文化財を、学校教育や社会教育に資する地域資源として活用することは、アンケート結果で、文化財が地域社会において生涯学習・社会活動や学校教育の教材として果たしてきた価値が最も高かったことから、特に重要である。

県では、県民の郷土への理解を深め、愛着や誇りに思う気持ちを高めるという趣旨で、2018年の明治維新150年を契機に「肥前さが幕末維新博覧会」が開催されたが、子どもたちにその趣旨を学校教育の場でより深めることを目的に、数多くの有形・無形の文化財を取り上げながら、郷土学習資料として「佐賀語り」、「佐賀巡り」、「先人からのおくりもの 佐賀県の近代化遺産」を作成した。市町では、国特別史跡基肄城跡をテーマとした小・中学生によるミュージカル、高校のクラブによる国天然記念物カブトガニ生息地でのつがい数調査や幼生の飼育、国重要な建造物群保存地区鹿島市浜中町八本木宿・浜庄津町浜金屋町地区における観光客に魅力を伝える小学生のガイド活動など、文化財を教育資源として活用する様々な取組が行われている。

こうした取組で作成した資料や取組の記録（映像も含む）、得られた成果などの情報を集約できるデータベースを構築し、既存の文化財に関連する情報等と併せて、それぞれの情報がリンク

するプラットフォームを構築し公開を進める。こうした情報基盤整備を進めることで、いつでもどこでも誰もが幅広く情報に触れることを可能にし、時間や場所、コロナ禍などの制約下において、学ぶ機会の確保や、理解の促進につなげる。また、周りの人や国内外への情報発信の場としても活用することで、県民の文化財への興味・関心を高めるとともに、文化財の価値や大切さの理解や愛着を深め、誇りを持って後世に継承しようとする意識の醸成に努める。

（２）地域振興・観光振興

文化財は、地域が誇るべき「地域の宝」として地域住民の心のよりどころとなり、またそれを保存し活用する取組において地域住民のつながりを深めるものとなっており、文化財を貴重な地域資源と捉え、地域の活性化の核として地域の現状や目指すべき将来像に沿って地域振興や観光振興に積極的に活用することも重要である。そのため、歴史的建造物や史跡等の文化財は、修理や整備、美装化等により磨き上げ、適切な保存を前提としつつ、従来の公開による活用に加え、宿泊施設やイベント会場などユニークメニューとしての利用、オルレやサイクルツーリズムのコースポイントへの採用など新たな用途への利活用を進める。また、本県の豊かな自然、豊かな自然がもたらした特色ある地場産業、郷土料理や風習など、その他の様々な地域資源を新たな切り口とした独自のストーリーとして関連付け活用する取組を進める。

また、こうした取組の情報を、本県の※世界遺産や※日本遺産の認定地域に含まれる市町が、遺産としての魅力を効果的に活用し、当該地域や構成文化財の認知度向上や、それによる観光誘客の拡大を目的に発信する情報と一体的に整理し、県内外からのアクセスにワンストップで対応できる情報基盤整備を進め、それぞれの地域や関連する文化財への周遊に波及するよう取り組む。

※県内の世界遺産：「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

（佐賀市の三重津海軍所跡が構成資産）

※県内の日本遺産：「日本磁器のふるさと 肥前～百花繚乱のやきもの散歩～」(武雄市、嬉野市、唐津市、有田町)、「砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～」(佐賀市、小城市、嬉野市)、古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～(基山町)

（３）デジタルデータ化による公開・情報共有

県では主に文化財調査報告書や発掘調査に係る実測図や写真等についてデジタルデータ化し公開を行ってきたが、市町が保有する文化財関連のデータや今後県や市町で作成される未指定を含む文化財の所在、文化財ハザードマップなどについてデジタルデータ化して公開し、広く情報共有を進める。

【県の資料デジタルデータ化の例】

○文化財調査報告書のデジタルデータ化と Web 公開

緊急経済対策（雇用創出事業）等を利用し、これまでに県が作成・刊行した文化財調査報告書について PDF データ化を進め、平成 23 (2011) 年度からの県立図書館ホームページのデジタルライブラリーにおけるデータベース公開事業に伴い、PDF データの一般公開を開始した。著作権等の問題により、タイトルのみ公開に留まるものも一部あるが、現在、平成 24 (2012) 年度

までに刊行した 206 冊分を公開している。その後、全国遺跡報告総覧ホームページにおいても公開し、近年では報告書を作成した各担当職員が、報告書の抄録や PDF データのアップデート作業を行っている。

○文化財関係画像データの公開

教科書等の出版物や他県の博物館との展示会資料として利用の多い吉野ヶ里遺跡関連の写真をデジタルデータ化し、「吉野ヶ里遺跡関連写真ギャラリー」として県のホームページ上で無償公開している（令和 2（2020）年度～）。

4 人材育成

本県は、幕末から明治にかけて日本を牽引する人材を数多く輩出したように、秀でた人材育成の歴史を持っている。先人によって守り継承されてきた文化財を保存し活用していく上でも、人材育成が重要である。

地域の様々な文化財及びその保存・活用に必要な人材（担い手、道具修理や材料製作の技術者、ガイドなど）を総合的に把握し、関連する文化財の調査・研究、修理、整備の情報などについて、自治体、博物館等の関係機関、大学、関連団体、文化財所有者等へ積極的に共有し、連携を深めながら、ヘリテージマネージャーなどの専門性をもった人材を含めた地域で文化財の保存や活用に関わる多様な人材や文化財保存活用支援団体等を育成していく。また、地域住民の参加が中心の文化財の保存・活用に関する体験イベントや講座など、文化財の価値や保存・活用への理解を深める機会の創出に努め、文化財を次世代へと継承していく地域住民レベルでの底力の育成を進めていく。

第 3 章 市町への支援の方針

地域と密接な関係を持つ市町は、日頃から文化財の所有者や保存団体等と接し、保存・活用に関する相談、現状変更や補助金申請等の各種手続きの処理等を行い、埋蔵文化財に関して、公共や民間の開発事業への通知・届出の受け付けを含む対応など、文化財の保存・活用に当たり大きな役割を果たしている。文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項では、市町は「市町の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」として、マスタープラン・アクションプランである地域計画を作成できるとされている。地域や関連団体など多くの人の参加により文化財を保存・活用しながら地域の活性化を図る上で、市町の役割は特に重要となっており、地域計画策定をはじめとする市町のさまざまな取組において、県は市町との関わりや連携をこれまで以上に深化させ、文化財の保存・活用等に関し支援を行う。

1 保存・活用に関する支援

市町が実施する以下の取組について、専門的見地から適切に技術的、財政的な助言・支援を行うとともに、専門家や関連団体、関係する行政機関等から積極的に関連情報を収集し提供する。

- ・未指定を含む地域の多様な文化財を掘り起こすための総合的な調査
- ・個別の文化財の保存活用計画の作成、修理（復旧）や修復、整備等の事業
- ・埋蔵文化財に係る調査や開発者等との調整
- ・文化財建造物の修理・整備等において建築基準法適用除外を検討する場合
- ・国の新たな補助メニューや民間団体の助成事業等を活用した資金調達の方法
- ・国や専門機関等が実施する文化財の専門知識や技術習得に関する研修
- ・文化財の所有者や関連団体等への各種支援の流れや内容

また、市町からのアンケートでも要望が多かった埋蔵文化財や建造物等に関する技術等の研修について、県単独または博物館等の関係機関や市町との協働による実施を進める。

2 地域計画作成に関する支援

地域計画は、「大綱が定められているときは当該大綱を勘案して」作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。そのため、大綱の考え方について市町にしっかりと共有しながら作成について働きかけを行い、作成にあたって設置される委員会や協議会への参画、市町からの相談内容等に応じた国や県等の関係機関、民間団体等との連絡・調整、情報提供、さらには市町同士が連携して作成を検討する場合などについて積極的に支援できる体制の整備に努める。

3 専門職を配置していない市町への支援

文化財担当部局に文化財の専門職員を配置していない市町は、県内 10 市 10 町のうち、1 町（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）であり、県として、応急的に文化財に係る諸手続・調査等について技術的な指導を含む支援を行っているが、地域計画の作成趣旨を踏まえながら新たな文化財の保存・活用時代への対応を見据えた専門職員配置の必要性を訴え、その採用・配置についてさらに働きかけを行っていく。

第 4 章 防災・防犯及び災害等発生時の対応

本県では、文化財の防災・防犯対策として、毎年実施する県内の文化財担当者向けの会議の際、「文化財建造物の防火・防犯対策チェックリスト」（文化庁）を配布し域内の文化財所有者向けに対策実施の啓発を依頼したり、県内の指定等文化財の巡視のために県が委嘱する文化財保護指導委員（文化財パトロール委員）に、文化財の所有者に対し防犯や防災等への留意を呼びかけたりしている。また、文化財の被災事例発生時に文化庁から発出される注意喚起等の通知に合わせ、国の『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引き』等を参考に、市町を通じて文化財の所有者への注意を促している。さらに、熊本地震後には国・県の重要文化財建造物（木造）の耐震対策状況を調査し、その結果を基に、特に個人所有者等を中心に耐震診断、耐震補強の実施及び対処方針の作成を進めている。

しかしながら、県内において近年多発している豪雨災害においては、文化財の被災状況の把握

や被災文化財の応急対策を行う上で、連絡体制が脆弱であるという課題が浮き彫りとなった。また、本県の文化財の大きな特色の一つで約 300 基が所在する古窯跡では、行政と警察による定期連絡会議の実施など様々な対策を講じたことにより、長年悩まされてきた盗掘被害は近年ほとんど発生していないものの、他の文化財においては、火事や落書きなどの毀損事例は少なからず発生していることから、連絡体制の強化も含めた防災・防犯対策の整備を早急に図り、文化財の防災・防犯及び災害等発生時の対応についてしっかりと支援を行っていく必要がある。

1 防災対策

(1) 県内文化財救済支援方針

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の 3 段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。文化財の被災軽減についても同様であり、文化財を災害等から守り次世代へ継承するために、まず、災害時に迅速な対応を行う上で特に重要となる、文化財の基本情報、所在情報、想定される被災リスクを整理した基礎資料等の作成と情報共有を進める。その上で、平常時の災害予防、災害発生時の応急対策、災害復旧のそれぞれの段階において、県、市町、所有者等が取るべき具体的な対応策を示したマニュアル等の作成を進めていく。

特に、文化財の保存については災害応急対策が重要な意義をもっており、県や市町の文化財担当部局とともに、専門性をもった人材のいる博物館・美術館や大学、各種関係団体が連携して取り組むことが有効であるため、こうした関係機関や団体等とのネットワークの構築を進めていく。

(2) 支援内容

平常時においては、市町の文化財担当部局と連携し、市町の既存文化財リストの確認及び未指定文化財を含めた域内文化財の総合的な把握を進め、得られた情報を集成し全県的な文化財所在リストの作成を進めるとともに、作成したリストを用い、浸水などによる被災想定範囲と文化財との関係を把握し文化財ハザードマップを作成することにより、被災リスクの可視化や災害発生時の救済対象把握を容易化し、被災時の救済方法や順序等の検討材料としながら防災対策マニュアルの作成などの取組を行う。また、県や市町の文化財担当部局、博物館・美術館や大学、各種関係団体などで、文化財の災害応急対策について専門性をもった人材を把握しリスト化し、連絡体制強化を含む災害発生時の体制構築に反映させるとともに、文化財の応急措置に関する専門の研修会や技能講習会への参加の働きかけや、参加して得た情報の積極的な共有を図りながら人材育成を進める。

災害発生時には、構築した体制による迅速な文化財の被災情報の収集、集約、関係団体間の情報共有に努め、被災した市町へは、必要とする支援内容の確認を行った上で、文化財担当部局からの専門職員の派遣、関係団体の中からの人材派遣等に関して調整を行う。また、被災文化財の一時保管場所が必要な場合は、その確保のための調整も行う。

(3) 文化財所有者のための防災対策マニュアル

災害が発生した場合、発生状況や規模によって市町の文化財担当職員も災害対応に従事せざるを得ず、文化財の被災状況の確認や応急措置等へ早期に対応することが困難であることが想定される。そのため、文化財所有者に対し平常時における予防や災害直後における対応などについて意識を高めていくことが重要であり、日頃留意すべき事項や災害が発生したとき取るべき対応を記した「文化財所有者のための防災対策マニュアル」を作成し周知を図っていく。

マニュアルの作成に当たっては、市や町と連携し所有者等への個別ヒアリングを実施し、県・市町・所有者等作成に携わる関係者間の共通理解を深めるとともに、地域や所有者の状況等に即した内容となるよう努める。

(4) 他県や外部関係機関等との調整

本県では、近年単体の文化財が比較的大規模に被災した事例はあるが、県域全体で一度に大量の文化財が大規模に被災した事例がなく、大規模災害時に他県や外部関係機関等との調整に関するノウハウの蓄積やネットワークの構築ができていない。そのため、救済活動に要する資機材の供給、専門職員等の派遣、被災文化財を一時保管するための施設の提供など、各種活動のコーディネートや広域連携に関する調整の方法などの情報について、文化庁や国立文化財機構「文化財防災センター」等の指導のもと調査・収集を進めながら、他県や外部関係機関等とのネットワークの整備を行っていく。

2 防火・防犯対策

平成31年(2019)の世界遺産「ノートルダム大聖堂」や「首里城跡」での火災は、地域を問わずあらゆる文化財に起こりうる最も身近な災害であるとともに、文化財の防火対策の重要性を改めて認識させるものである。本県においても、市町を通じて文化財の所有者や管理者に対し防火の呼びかけや文化財防火デーに合わせた防火訓練の実施などを行っているが、近年、重要伝統的建造物群保存地区内の特定物件建造物や国の登録文化財建造物が延焼するなどの事例が起きており、文化財の防火対策の整備が必要である。文化庁では、防火施設の充実と所有者等の防火意識の徹底のため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」を策定し、さらに消防庁や国土交通省と連携し「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等防火対策ガイドライン」を策定しており、これらの内容を踏まえ、消防などの関係機関への連絡体制の構築、警報設備や消火設備の設置など、対策の整備を積極的に進めていく。

防犯対策については、所有者や管理者による日常的点検、防犯に係る看板や監視カメラなどの防犯設備の設置、また、指定等の文化財の県の文化財保護指導委員(文化財パトロール委員)による定期的な巡視などが、一定程度効果的に機能している。しかし、文化財所有者へのアンケートでは、困っていることの上に日常の維持管理や防災・防犯対策が位置することから、設置している防犯設備の点検を行い、老朽化している看板や防犯設備については改修や更新等を進めるとともに、設備等が未設置のものについては、積極的に設置を働き掛けていく。

文化財を適切に管理していく上で、所有者や管理者が防火・防犯対策を講ずべきことは言うまでもないが、少子化や高齢化等により文化財自体の担い手の不足が懸念される中、文化財の所在する状況によっては、所有者や管理者が継続して対策を講ずることが厳しい場合も想定される。一般に、放火や盗難、落書きによる毀損などの人為的な災害を防ぐ上で、人の目が周囲にあるという環境が有効であることから、文化財の所在及びその価値についての地域住民への周知に努め、地域住民と消防署による文化財防火訓練の実施や、地域住民と警察署による文化財の緊急時の警連絡体制の構築など、地域が文化財の担い手となる環境整備を進めていく。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

これまで示してきた課題に適切に対応するための各方針や措置に基づき、行政・文化財の所有者・地域が一体となって文化財の保存・活用に取り組んでいくためには、県の文化財行政主管課と、博物館、文化振興、観光振興、まちづくり、自然環境保護等の関係各課や関係機関、県内市町や大学、民間団体等が連携し、多角的な視点から文化財の保存・活用を図ることが必要である。

1 推進体制

(1) 県

①文化財行政主管課	業 務 内 容
文化・観光局 文化課 文化財保護・活用室	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存、活用、調査に関する事 ・銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作承認に関する事 ・文化財の指定に関する事 ・文化財保護についての指導助言に関する事 ・佐賀県文化財保護審議会に関する事 ・特別史跡吉野ヶ里遺跡に関する事 ・名勝「九年庵(旧伊丹氏別邸)庭園」に関する事
②関係機関	関係する主な業務内容
県立博物館・美術館	佐賀県の特徴ある歴史と文化についての <ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集、保管、及び展示に関する事 ・資料の調査・研究に関する事 ・教育普及活動に関する事
県立名護屋城博物館	文禄・慶長の役や名護屋城跡及び陣跡についての <ul style="list-style-type: none"> ・整備・調査等に関する事 ・出土品の整理、保存及び活用に関する事 ・資料の収集、保管、及び展示に関する事 ・資料の調査・研究に関する事 ・教育普及活動に関する事
県立九州陶磁文化館	重要な陶磁器等についての <ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集、保管、及び展示に関する事 ・資料の調査・研究に関する事 ・教育普及活動に関する事

県立佐賀城本丸歴史館	幕末・維新期の佐賀藩、偉人等についての ・資料の収集、保管、及び展示に関する事 ・資料の調査・研究に関する事 ・教育普及活動に関する事
③関連部局等	関係する主な業務内容
文化・観光局 文化課	・文化に係る施策の総合調整に関する事 ・文化（高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に関する事 ・世界遺産、無形文化遺産及び日本遺産に関する事 ・フィルムコミッションに関する事 ・佐賀県立宇宙科学館に関する事 ・博物館の管理運営に関する事
文化・観光局 観光課	・観光宣伝及び観光客の誘致に関する事 ・観光事業の振興及び観光関係団体の指導育成に関する事
危機管理・報道局 危機管理防災課	・防災活動、危機管理の総合調整に関する事
県土整備部 まちづくり課	・景観に関する事（佐賀県遺産） ・都市公園（県立吉野ヶ里歴史公園など）に関する事
県土整備部建築住宅課	・建築基準法その他関連法令の施行に関する事
県民環境部まなび課	・生涯学習に係る施策の総合調整に関する事 ・図書館機能の充実及び推進に関する事
県民環境部環境課	・環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関する事
県民環境部有明海再生・自然環境課	・自然保護、自然公園、自然環境保全地域に関する事
産業労働部流通・貿易課	・伝統的工芸品に関する事
農林水産部森林整備課	・保安林に関する事
農林水産部生産者支援課	・鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関する事
総務部法務私学課	・佐賀県公文書館に関する事
教育委員会事務局 教育総務課	・教育施策の基本方針に関する事
教育委員会事務局 教育振興課	・教育の充実及び振興に関する事
教育委員会事務局 学校教育課	・学校の教育課程、学習指導及び職業指導に関する事

（２）佐賀県文化財保護審議会

審議事項：県知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して県知事に建議する。

委員：委員は学識経験者及び関係団体等職員のうちから県知事が任命する。定員は20名以内となっているが、令和5年(2023)年4月1日現在14名を委嘱しており、専門分野は、絵画・彫刻、建造物、近代美術、歴史資料、美術・工芸品、民俗芸能、工芸、陶芸、史跡・埋蔵文化財、植物、名勝となっている。

(3) 文化財保護指導委員

取組内容：県内に所在する国・県指定及び国登録の文化財、窯跡等の管理及び保存状況の巡視を行い、所有者その他の関係者に対し文化財の保護に関し指導及び助言するとともに、地域住民に対する文化財保護思想の普及啓発活動を行う。

委員：委員は市町の教育委員会の推薦を受け、県知事が委嘱する。定員は30名で、うち20名が文化財全般、10名が窯跡を担当している。

(4) その他民間団体等

○一般社団法人佐賀県建築士会

建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善を図り、会員相互の和親協力等を講じ、もって公共の福祉、地域社会の健全な発展と建築文化の振興に寄与することを目的に設立される。ヘリテージマネージャー協議会の運営や文化財ドクター事業などを実施。平成28(2016)年度に佐賀県ヘリテージマネージャー養成講習会を実施。

○NPO地域文化財研究室まちのつぎて

佐賀を拠点に活動する建築士、大工、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産保全活用推進員）を中心としたNPO法人。日本の伝統建築文化を未来につなげる「継手」でありたいという志をもって、古い建物の保存と活用のための活動を行っている。

○公益社団法人佐賀県芸術文化協会

佐賀県民が自らの創意と工夫により積極的に郷土文化の形成に参加できるように助成奨励し、もって活力あふれ豊かで多彩な佐賀県芸術文化の振興並びに向上に寄与することを目的として設立される。

○公益財団法人鍋島報効会

昭和15(1940)年に差が鍋島家12代当主侯爵鍋島直映により設立された。鍋島家により設置されていた博物館「徴古館」の経営、郷土の史跡及び傑士の遺跡保存事業の助成、教育事業に対する助成、社会事業に対する助成を目的とし、県下に於ける文化・教育の振興に資し、且つ之を奨励助成すると共に社会事業に貢献すべく活動している。

○一般社団法人佐賀県観光連盟

県内における観光資源の保存開発に努めるとともに、観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発達と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、国際親善に寄与することを目的として設立される。県内の観光に関する宣伝紹介並びに内外の観光客の誘致促進、観光文化の振興に関することなどを行う。

(5) 市町との連携

地域と密接な関係を持ち、日頃から文化財の所有者や保存団体等と接し、文化財の保存・活用に当たり大きな役割を果たしている市町との連携を深めていくことは、文化財の保存・活用の取組を地域が一体となり円滑に進めていく上で特に重要である。そのために、県と市町の文化財行政担当者等が、文化財行政に関する情報やお互いが保有する文化財関連の様々なデータを共通の基盤で常に共有できるよう連携を図っていく。また、協議や研修等の場として県が開催する市町の文化財専門職員向けの会議について、特に技術継承や人材育成の視点から開催方法や内容の見直しを行い、充実を図る。例えば、県と市町が企画段階から協同し、市町をフィールドワークの場とし、発掘調査技術や歴史的建造物・民俗調査等の研修を行うことなども考えていく。

現在、市町向けに県が開催している会議は次のとおりである。

会議等名称	会議内容等
文化財担当者会議	市町や文化財関係機関の文化財担当職員を対象に、県の文化財保護事業概要の説明、文化庁通知などの伝達等を行うことで、資質の向上と文化財保護行政の充実を図ることを目的とする。年1回開催する。
文化財保護対策等 佐賀県協議会	市町等の文化財担当職員と文化財保護に係る諸課題等について共有し、協議等を行うことで、県内文化財保護行政の充実を図ることを目的とする。年1回開催する。
文化財保護事務 研修会	県や市町の初任者や経験の短い文化財担当職員を対象に、文化財保護事務の基本的な考え方や事務手続き等について講話や説明を行うことで、資質の向上を図ることを目的とする。年1回開催する。
竊跡盗掘対策合同 会議	竊跡が所在する市町の文化財担当職員と県警察本部や所轄警察署と、盗掘被害の現状や対策等を共有し、協議等を行うことで、竊跡盗掘の防止や被害の軽減を図ることを目的とする。年1回開催する。
佐賀県伝建地区等 担当者連絡会	県内の重要伝統的建造物群保存地区の担当職員の資質の向上と事務共有、連携の推進を図ることを目的とする。年2回開催する。

2 今後の体制整備の方針

近年、文化財は、地域で大切に保存されてきたものという存在から、観光資源や教育資源など様々な地域資源として活用されることで、地方創生や地域活性化へ貢献する役割を求められる存在となってきている。文化財がこうした新たな役割を果たしていくためには、従来の保護の取組の充実に加え、調査研究や保存・活用の取組を一層推進するための体制整備が不可欠である。しかしながら、文化財の保存と活用を支援・推進する県や市町の体制については、現状でいくつかの問題点が存在している。一点目は職員数の問題で、本県では、県内20市町のうち1町が文化財専門職員未配置であり、1名配置も4町となっている点である。二点目は専門性の問題で、配置されている文化財専門職員の大半を埋蔵文化財専門職員が占めており、建造物や民俗文化財など他分野の職員がほとんどいない点である。三点目は、年齢構成の偏りの問題で、県も市町も40歳以上の専門職員が占める割合が7割近くとなっており、2市4町においては40歳以上の専門職員しかいない点である。文化財の適切な調査研究・保存・活用を推進するためには、こうした問題点を踏まえ体制整備を進めていく必要がある。

県では、未配置や少数配置、年齢構成の偏りがある市町に対し、今日の文化財を取り巻く環境等から持続的に文化財行政を進めていく必要性があることへの理解を図り、文化財専門技術等の継承を見据えた計画的な文化財専門職員の採用・配置について働きかけを行っていく。

県の体制については、文化財専門技術等の継承を見据え、文化財専門職員の年齢構成の偏りの解消を進めるが、国の名勝「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園」の管理・活用等を文化・文化財所管課が行うようになったこと、市町の文化財建造物に関する保存・活用等の事業が増加し始めていることなど、県事業の推進や市町への指導・支援を行う上で、より専門的知識を持った人材が必要となっていることから、建築分野をはじめ文化財の各類型の専門職員の計画的採用・配置に努めていく。

また、専門職員の計画的な採用・配置には時間を要することや、市町の規模や文化財施策への取組方針によって専門職員の配置が少数に留まらざるを得ない場合もあることから、文化財全般について幅広い知識や視野を持ち、それを活かして文化財行政を推進していく人材の育成にも努める必要がある。そのために、文化庁が実施する「文化財マネジメント職員養成研修」や「伝統的建造物群保護行政研修」などの各種研修への積極的な参加の促進、市町に実施した研修に関するアンケート結果も踏まえた県による多様な研修の実施などを通じて、県及び市町の専門職員の専門性の向上に努める。さらに、文化振興、観光振興、まちづくり、自然環境保護、教育等の関係部局、県内の大学や民間団体等との積極的な連携を図る仕組み作りも進めていく。

こうした方針のもと、持続性のある文化財行政の体制を整備し、多様な文化財とそれに係る様々な課題解決に努め、行政・文化財の所有者・地域が一体となって文化財の保存・活用に対する取組を推進していく。

<資料>

- 1 国・県指定文化財一覧
- 2 佐賀県文化財保護条例
- 3 佐賀県文化財保護条例施行規則